

衆議院 法務委員会 議 録 第 四 号

平成二十九年三月二十一日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 鈴木 淳司君

理事 今野 智博君 理事 土屋 正忠君

理事 平口 洋君 理事 古川 禎久君

理事 宮崎 政久君 理事 井出 庸生君

理事 逢坂 誠二君 理事 國重 徹君

赤澤 亮正君 安藤 裕君

井野 俊郎君 奥野 信亮君

門 博文君 菅家 一郎君

城内 実君 鈴木 貴子君

辻 清人君 野中 厚君

藤原 崇君 古田 圭一君

宮川 典子君 宮路 拓馬君

山田 賢司君 吉野 正芳君

若狭 勝君 枝野 幸男君

階 猛君 山尾志桜里君

大口 善徳君 吉田 宣弘君

畑野 君枝君 藤野 保史君

松浪 健太君 上西小百合君

法務大臣 金田 勝年君

法務副大臣 盛山 正仁君

法務大臣政務官 井野 俊郎君

外務大臣政務官 武井 俊輔君

最高裁判所事務総局総務局長 中村 愼君

最高裁判所事務総局人事局長 堀田 眞哉君

最高裁判所事務総局家庭局長 村田 斉志君

政府参考人 政府参考人 高木 勇人君

(警察庁長官官房審議官)

政府参考人 政府参考人 小山 太士君

(法務省大臣官房司法法制部)

政府参考人 政府参考人 小川 秀樹君

政府参考人 (法務省民事局長) 小川 秀樹君

政府参考人 (法務省刑事局長) 林 眞琴君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 水嶋 光一君

法務委員会専門員 齋藤 育子君

三月十七日

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房審議官高木勇人君、法務省民事局長小川秀樹君、法務省刑事局長林眞琴君及び外務省大臣官房審議官水嶋光一君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局家庭局長村田斉志君から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。若狭勝君。

○若狭委員 皆さん、おはようございます。自民党の若狭でございます。

本日は、民法の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

私は法律家であり、三十五年間ぐらい法律家をやっている、民法も極めて、これまで法務省の職員に民法を教えたりしていた立場ですから、非常に思い入れが強いわけでございます。

まず最初に、民法というのは、やはり国民にとつては極めて生活に直結する、あるいは経済にも直結する基本法ですから、この国会において必ず成立させる、しかも、そのためには衆議院をなるべく早く通過させる、そのためには法務委員会において一日も早く採決をするということが必要だとかねがね思っております。

もともと民法というのは、いろいろな問題点は確かに検討しなければいけないんですが、法制審議会においてこれだけ審議され、そして、一つのルールですから、早いところ、これをしっかりと国民に示す。周知期間を含めて、国民に直結する利害関係のある点も多いので、一日も早くというのがやはり国会議員としてあるべき姿だと思っております。

おります。

しかも、法律家の立場から申し上げますと、改正がされるかどうか、いつされるかというのは、今の法律関係あるいは契約書をつくる際に極めて不安定な状態にある。つまり、数年後の裁判になったときに、どちらの法律が適用されるのかとかいうようなことも不透明になるわけですから、こうした期間が、非常に実務家あるいは民法に極めて関係している人にとつてみると冷や冷やものである。一刻も早くこの改正案をスタンスを決めて通すこと、それが国民の負担に配慮することだと思っております。

思っているということもまず申し上げさせていただきます。

そして、本日は、大きく分けて二点について法務省の方にお聞きしたいと思います。

一点は、我が国において認知症は極めてこれからも多くなる、その認知症の人たちに対してこの改正案というのが、どういう形できちんと保護されているか、担保されているか、そういう点。

特に、私の経験でいいますと、いわゆる制限行為能力者として家庭裁判所で指定された者はいないか、それは保護されるんですが、実は、隠れ認知症というのが数多くいらっしゃるようになって、そういう人たちがターゲットにする、そういうやからも多いわけです。ですから、必ずしも家庭裁判所の審判において制限行為能力者に指定されていない、そういう人たちが、いわゆる隠れ認知症の人たちに対して、やはり何らかの法的な観点から考えていかなければいけないのではないかとかねがね思っております。

その意味も込めまして、本日は、まず、そうした認知症などの保護、それからもう一点は、いわゆるテロリスト等の反社会的集団の構成員ないし準構成員との契約関係、これが今後の改正案においてどのような効果があり、あるいはその限界が

どこにあるのかという点についてお聞きしていきたいと思ひます。この二点でございます。

まず最初に、認知症ないし隠れ認知症の人の保護という点において、今回の改正案はどういったところがこうした人たちに對する保護につながっているのか、それについてお聞きしていきたいと思ひます。民事局長にお答えいただければと思ひます。

○小川政府参考人 お答えいたします。

我が国において急速に進展する高齢化社会に對応していくことはもちろん非常に重要なことでありまして、今回の民法改正においても、これに對する観点から、さまざまな改正を行つております。

まず一点目は、意思能力の点でございます。現行法のもとでは、意思能力を失つた者がした法律行為は無効となるという意思能力の制度、これは判例、学説上異論なく認められておりまして、判断能力の低下した高齢者などを保護する役割を果たしておりますが、この点に關し、民法に明文の規定はございません。

そこで、今回の改正においては、意思能力を有しない者がした法律行為は無効であるということ、これを明文化することとしております。また、これとあわせて、意思表示の相手方が意思能力を有しない場合の、意思表示のいわゆる受領能力に關しまして規定を整備することとしております。

それから、二点目は、これは制限行為能力者に關するものではございますが、御説明させていただきまして、高齡等のため判断能力の低下した制限行為能力者が同様に判断能力の低下した制限行為能力者の法定代理人である、こういう場合におきまして、現行法は、この法定代理人が本人にかわつてした行為についても、行為能力の制限を理由に取り消すことができないということとしておりますが、これでは、本人である制限行為能力者の保護が十分になされないおそれがございます。そこで、今回の改正では、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為が

ついでに、例外的に行為能力の制限による取り消しを可能とすることとしております。

それから、三点目、これは一般的な御説明になるのかと思ひますが、判断能力の低下した高齢者などが目的物の性能などを誤解するなどして不当に不利益をこうむること、こういった点を防ぐ観点からは、いわゆる錯誤に關する規定をわかりやすく整備することも有益であると考えられるわけでございます。

そこで、今回の改正においては、いわゆる動機の錯誤を理由に意思表示の効力を否定する判例の考え方、これを明文化するなど、必要な規定の整備を行つていられるところでございます。

○若狭委員 そのように、いろいろな観点で、高齢者ないしそうした制限行為能力者等の保護をされているということはおわかりました。

ここで一点、ちよつと確認の意味も込めて条文的なところをお聞きしたいと思ひます。先ほども民事局長の説明の中にございましたが、意思表示の受領能力者の、九十八条の二の規定でございます。

これは、要するに、相手方から意思表示された方がそうした意思能力のないときなどについての規定だと思ふんですが、九十八条の二の今回の二号の「意思能力を回復し、又は行為能力者となつた相手方」という条文について、私としてはちよつと確認的に、今後の解釈の点で確認したいんですが、この二号の「意思能力を回復し」というのは、少なくとも、制限行為能力者と指定されている者に關しては多分ここには当てはまらないと思ふんですね。

ですから、条文的には、明確にするとしたら、恐らく「意思能力を回復し」というところの後に、括弧書きか何かで、ただし、制限行為能力者である人を除くとか、そういう形で、やはり括弧書きか何かをして、と明確にはなると思ふんですが、その辺の条文的なところとしては、これは今の私のような理解でいいのかわるかということを確認させていただきたいと思ひます。

○小川政府参考人 お答えいたします。少し九十八条の二の御説明もさせていただきたいと思ひますが、改正法案第九十八条の二、本文では、意思表示の意味を理解する能力を失つてい

るといふことに着目して、意思表示の相手方が意思能力を有しないことと未成年者または成年被後見人であることを、その相手方に対して意思表示を對抗することができなくなる事由、いわゆる受領能力の問題として定めております。

その上で、九十八条の二のただし書きでは、相手方に生じていたこれらの事由が解消された場合において、相手方がその意思表示を知つた後等については、既に相手方が意思表示を理解する能力を回復していると言えること、このことに着目し、その相手方に意思表示を對抗することができることとしております。

そこで、御指摘いただきました点でございますが、例えば意思表示の相手方が成年被後見人であり、かつ意思能力を有していなかつた場合において、その者が意思能力を回復したとしても、なお成年被後見人である限りは、その者には意思表示を對抗することができないというふうに考えるべきだと理解しております。

このように解することが成年被後見人保護という観点から適切であると考えておりまして、御指摘いただきましたように、さらに非常に詳細に書こうとすれば、先ほどのような括弧書きで指定するとか、あるいは、意思能力を欠き、かつ制限行為能力者である場合についての規定を設けるなり、非常に細かくすることは可能だと思ふんですが、いわば、趣旨から見まして、これは私が申し上げましたように解するのが当然であるということとで、こういう規定となっております。

○若狭委員 私も法律家ですから、今の局長のお話はそのとおりだと思ふので、法律家が解釈すれば多分そういう話になると思ふんですが、一般の人が読むとちよつとわかりづらいところがあるの、念のためということで、今後成立したときに、そうした一般の人が読んだときにわかりづらい場

合をあらかじめ想定して、一応確認ということでは質問させていただいた次第でございます。

そして次に、九十五条の錯誤の規定でございます。今回の改正案においては、一層、いわゆる動機の錯誤などについても明文的に規定を置いたということですが、この錯誤の規定によつて、先ほど私がお聞きしました、いわゆる認知症あるいはその予備軍あるいは隠れ認知症の人に対して保護が十分かどうか、そういった点についてお聞きしたいんです。

恐らく、認知症の予備軍ないし隠れ認知症の人というのは、多分この錯誤の点というのが一番關係する条文だと思ふんですね。その意味において、そうした人たちに對して改めて錯誤規定を整備したわけですが、これがそうした人たちに對する保護として十分かどうか、それについてお聞きしたいんです。

○小川政府参考人 お答えいたします。

現行法は、表示の錯誤と動機の錯誤と區別して規定しておりませんが、改正法案では、表示の錯誤と動機の錯誤、つまり、意思表示の内容の前になります動機の部分で誤つた認識をして当該意思表示をしてしまつたというような動機の錯誤との區別を規定してありまして、動機とした事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていなければ、動機の錯誤による意思表示の効力を否定することはできないということとしております。

また、現行法は、法律行為の要素に錯誤があることを錯誤による意思表示の効力を否定するための要件としておりますが、改正法案におきましては、それにかえて、錯誤に基づき意思表示がされたこと、錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らし重要なものであることをその要件とするということとしております。

これらは、基本的には現在の判例を明確化するものでございまして、ルールの明確化という観点から、高齢者の方に対する保護にも十分資するものというふうに考えております。

○若狭委員 今の現行法においては、いわゆる錯誤の場合は無効という規定になっておりますが、今度の改正案においては、いわゆる取り消しということになるわけですが、先々裁判になったりなんかした場合には、無効であろうと取り消しであろうと同じような効果だと私も思います。ただ、裁判に至る前の段階で、少なくとも無効ということだと、契約が成立してないわけですから、非常に効果的な面があると思うんですね。

その意味においては、やはり、認知症や何かの人が法律行為を結んだとしても、それはそもそも無効なんだという場合と、いや、一応契約は成立して取り消しをするんだというのと、若干ニュアンスというかグレードというか、段階において違いがあるのではないかと思いますが、その辺の、今回の改正案においては、取り消しというようなことをすることによって、高齢者保護あるいはそうした認知症などの人に対する保護としては十分だ、大丈夫だというふうには言えるところでしょうか。

○小川政府参考人 今御指摘いただきました点でございますが、現行法の九十五条によります無効の主張につきましても、いわゆる民法の理解では、誰もが主張できる、あるいは無効を主張することが出来る期間に制限はないということになるわけですが、錯誤による意思表示の効力を否定するのは、表意者を保護するため、意思表示をした者を保護するためでありまして、相手方や第三者が無効を主張することを認める必要は、要するに、先方の方から意思表示の無効を主張する必要はございませんので、その意味では、実質上、取り消しと同様と考えることに大きな問題点はないというふうに考えております。

○若狭委員 私も法律家としては今の説明は理解できるところでございますが、一般的な面からいくと、一般の人からすると、やはり無効と取り消しとは違うんじゃないかというように思いがちだと思えます。

その意味では、民法の改正案は、これはこれで

よろしいんだと思うんですが、認知症ないしその予備軍、隠れ認知症の人の保護としては、この民法にだけ頼るわけではなく、やはり、そうした周りの人間等々も含めて、その辺の対応、対処というものが当然必要になってくる。それをセットにした上で、今回の改正案というのでも十分にそうした認知症などの人の保護としては成り立っている、十分だというふうな解釈でいくべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小川政府参考人 もちろん、民法はいわば一般法でございますので、それに加えて、消費者保護の観点から、例えば消費者契約法などで、一定の意思表示についての、いわゆる瑕疵のあるような意思表示についての対応などがございしますので、それとセットということだと思えます。

加えて、私も法務省といたしまして、成立後は、先ほどの、御指摘いただきました意思表示の受領能力の点なども含めまして、周知徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

○若狭委員 それでは、続きまして、いわゆるテロリストなどの反社の人との契約関係についてお聞きしたいと思います。

我が国においては、今後、いわゆる民泊がどんどん普及するという盛んになっていくところだと思えますし、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、そうした民泊というのも極めて供給源として大事になってくると思えます。

その際に、いわゆるテロリストがそうした民泊などを利用する場合というのもあると思うんですが、その民泊の際の契約関係というのはどういう契約になるのでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

いわゆる民泊制度、私ども、必ずしも十分承知しているわけではございませんが、基本的には、宿泊の申し込みに対してその施設を持つ者が宿泊させるといふ、いわゆる宿泊の契約だというふう

に理解しております。

○若狭委員 そうしますと、いわゆる法律行為、特に契約ということで、意思の合致、契約に向け

の気持ちも双方一致することが必要だと思っております。その際に、いわゆる民泊を提供している一般の人がテロリストに宿泊契約を結んでしまったという場合の事後処理なんですけれども、そうした場合というのは、気がついたらこの人怪しい、テロリストかもしれないというようなことを思った場合には、契約関係というのはどういうふうになるのでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

基本的には契約は拘束力があるわけでございますが、先ほど来お話がございましたように、錯誤があるような場合、つまり、意思表示に一定の瑕疵があるような場合には効力を否定する、今回の改正法案で申しますと取り消しということになります。錯誤の主張をすることは十分考えられようかと思えます。

○若狭委員 錯誤の規定でいわゆる取り消しということになるというお話ですが、実際は、それはいわゆる、今度の改正案における動機の錯誤的なところ、ひつかかってくるのでしょうか。

○小川政府参考人 これはさまざまとしか言いようがないところがございます。

例えば、現行法のもとで、相手方が反社会的勢力であることを知らずに契約をした当事者が、後に相手方が反社会的勢力に該当するということを知って、錯誤により契約が無効であると主張して争った複数の裁判例が下級審レベルでござい

ます。錯誤による無効を認めた裁判例としては、契約中に反社会的勢力による利用を拒絶する旨の規定が設けられていたことや、あるいは、その業界が作成しているモデル約款の中にもそういった内容の規定が設けられていたために予測可能性があったことなどを根拠としているもの、あるいは、契約当事者が反社会的勢力と一切関係を持たないことについての取締役会議決議をしたことや、同じ業種の他の企業がその相手方との取引を拒絶していたという事実があったこと、こういったことを根拠としたものがござい

ます。他方で、認めなかった例、錯誤を認めなかったものとしては、契約締結時に相手方が反社会的勢力でないことの調査を行っていなかったことや、その契約において暴力団関係者を相手方とする契約を解除することが出来る旨の契約条項が設けられていなかったことなどを根拠としているものがございます。

こういった裁判例の傾向を総合いたしますと、事前に相手方が反社会的勢力であるか否かを確認する取引慣行があったか、その契約中に反社会的勢力との取引を拒絶した場合は契約を解除することができる旨の条項が設けられていたか、そのような条項が業界が作成する約款中に設けられていたかといった点を踏まえて錯誤と判断するかどうかを決めているものというふうに考えております。

それに応じて、契約の内容、いわゆる要素の錯誤になるのか、あるいはその前段階としての動機の錯誤になるのか、これは個別の事案によるというふうにご考慮されることではございます。

○若狭委員 個々具体的になるとはいうものの、やはり、ここにおいても無効と取り消しというのは、その民泊提供者、一般の人の感覚からすると、錯誤だから無効だというふうには言えるのか、一応契約は成立していたけれども取り消しなんだというようなことにするのかというの、やはり一般の人の受けとめ方としては若干グレードの違いがあるのではないかと、今後、今のお話のように、それはさておいても、今後、今のお話のように、やはり反社の人との契約が無効になるかどうか、取り消しができるかどうかというのは、契約の中心身においてどのような約款とかそういうものができていたか、要するに、法律以外のところでどういう仕組みができてくるかというのが大事だと思

うんですね。

その意味では、やはり、この法律ができたとしても、民泊の問題を今後考える際には、そうしたものをきちんとあらかじめ盛り込んだ契約条件みたいなものをきちんとつくっておくということが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げました裁判例におきましても、それまでの対応として、例えば、モデル約款がどうなっていたか、あるいは調査の体制が整っていたかどうかといった点なども十分考慮要素とされたいところであり、そういった点からも、業界側の方できちんとした対応をされるということ、これは、法律関係を明確にし、あるいは紛争を予防するという観点からも非常に重要な点ではないかというふうにご考へております。

○若狭委員 私の方はこれで終わります。

○鈴木委員長 次に、吉田宣弘君。

○吉田(宣)委員 おはようございます。公明党の吉田宣弘でございます。

本日も、法務委員会においてこのように質問の機会を賜りましたこと、委員長また理事の先輩の皆様、委員各位に心から感謝を申し上げる次第でございます。

私も、若狭先生に引き続き、民法について少し質問をさせていただきたいと思っております。

私は、本日、民法の債権の各論の中で、売買及び贈与について質問をさせていただきます。まず、売買について質問させていただきますけれども、現行民法の五百七十条、特定物売買における売り手の担保責任というふうな規定がございます。この担保責任の法的性質、これは従来、法定責任説と契約責任説が鋭く対立してきた条文であるというふうにご承知しております。

法定責任説というものはどのような考え方が私なりに理解を申し上げますれば、いわゆる特定物売買なので、ある物を売って渡してしまえばそれで責任が済むということであって、それ以上の責任は負いませんよということについて、後の質問に関連をしますけれども、その特定物の中に何か見えない不良部分があったりしたときには、その部分についてはしっかりと責任を負ってくださるというふうな考え方が特別に責任を課したというふうな考え方が承知をしております。

一方で、契約責任説というのはそうではなくて、不特定物売買、これも後の質問にも関連しますけれども、例えば、これを売り渡して、渡してしまえばおしまいということではなくて、おかしなところがあつたらまた別のものでも持つてこいというふうなところまで責任として負い得るような、そういった考え方を言っておいたわけでは

ない。条文上、この二つの考え方について必ずしも明らかでなかったということからすれば、国民の立場からすれば非常にわかりづらい法律の規定の仕方であったのかなというふうな思いをします。

今般の改正でこの論点が解消されたのかについて、確認をさせていただきたいと思っております。

○小川政府参考人 お答えいたします。売買の目的物にふぐあいがあった場合に買い主にどのような救済手段があると解すべきか、この点に關しまして、現行法は、今御指摘いただきましたように、五百七十条において、売買の目的物に隠れた瑕疵があつたときに、買い主は損害賠償請求と契約の解除をすることができるとしております。

その内容について、学説上は、今御紹介いただきましたような法定責任説と契約責任説、これもさまざま内容がございますが、例えば法定責任説の内容としましては、よく紹介されますのは、特定物売買については、瑕疵のないものを給付することは不可能であるということを中心に、売り主は瑕疵の有無にかかわらず目的物を現状のまま引き渡す債務を負うんだ、これを根本とする考え方が法定責任説でございます。

それから、特定物であるか不特定物売買であるかを問わず、売り主は契約の内容に適合したものを引き渡す債務を負うとする、これが契約責任説でございます。この二つの説が激しく対立しております。この二つの説が激しく対立してございまして、判例の立場も明瞭ではございません。そこで、このような状況を改めまして、明快で合理的なルールとする必要があると考えられるわけでございます。

現代社会においては、売買の目的物は大量生産

され、ふぐあいがあった場合には部品の交換や代替物の給付など履行の追完が可能であるものが多く、実際の取引においてもそのような対応が一般化しております。また、問題となった取引が特定物売買であるか不特定物売買であるかの判別は必ずしも容易ではございませんで、法定責任説のようにならざるを難しと区別してその取り扱いを大きく変えるということも、取引の実態に合致していいという指摘もございまして。

そこで、売り主は、特定物売買と不特定物売買とを区別することなく、一般に、種類、品質及び数量に關して売買契約の内容に適合した目的物を引き渡す債務を負うことを前提として、引き渡された目的物が契約の内容に適合しない場合には債務は履行されていないという整理をして、買い主に売り主に対して契約の内容に適合させるように求めることができることなど、救済手段を具体的に明文化するのが合理的であると考へられます。この考え方は、現在の学説でいえば契約責任説に相当するものと考へられます。

この考え方に基つきまして、今回の改正では規定を整備し、修補や代替物の請求あるいは代金減額請求、四百五十五条の規定による損害賠償請求、五百四十一条、五百四十二条の規定による契約の解除をすることを認めるなどという手当てをしております。

○吉田(宣)委員 今局長から総論的なお話がございまして、今後の質問にもかかわりますけれども、確認の意味で一つ一つの論点を潰させていただきますと思っております。

現行の五百七十条、これは先ほど局長からお話がありましたとおり、隠れたる瑕疵というものの限定をさせていただいたこととございます。ただ、どんな場合に隠れたる瑕疵があるというふうな言い得るのか、国民の立場からすれば、いま一つよくわからないし、わかりづらかつたというふうな印象を私は持っております。

この点、今般の改正でどのように改善をされたかについて、法務省からお聞きしたいと思います。

○小川政府参考人 従来から、瑕疵という言葉、これは非常にわかりにくいという御指摘もございました。

客観的に多少の傷などがあつても、契約の内容に適合する限り瑕疵はないと扱われているなどの点から見ましても、かえって誤解を招くおそれがあるという点もございました。また、隠れたという要件も、判例は、買い手が瑕疵について善意無過失であるということの意味するものとしております。この点も理解が難しい点がございまして。

そこで、改正法案では、「隠れた瑕疵」という要件を端的にその具体的な意味内容をあらわすものに改める、こういう趣旨で、「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に關して契約の内容に適合しない」、こういう要件と改めておりましたが、これによりまして理解は容易になったものというふうにご考へております。

○吉田(宣)委員 理解が容易になったというふうなことでございます。

ただ、「契約の内容に適合しないもの」というふうな改正がされているところでございますけれども、例えば、品質などをめぐる合意内容自体に争いがある場合、これは契約の内容に適合するものか争われているわけであつて、トラブルの解決の標準としてはなかなか機能しづらいように思われるのですけれども、法務省の受けとめをお聞かせください。

○小川政府参考人 現在の法律のもとでも、瑕疵の存否について、判例は、その実質的な意味を契約の内容に適合しないことというふうにご承知しておりますので、今御指摘ありましたように、品質などをめぐる合意の内容自体に争いがあるケースにおいても、どのようにそれを解決すべきかという点は、現行法のもとでも同様の問題がございまして。現在の裁判実務においては、契約書などによつて契約の内容が明確に定まっていな場合には、その契約の取引類型において、通常有すべき品質、性能がどのようなものであるのかといった点を考慮いたしまして契約の内容を認定し、それによつ

てトラブルが解決されているものと承知しております。

今回の改正では、以上申し上げましたような判例を踏まえて、規定を国民一般にわかりやすいものとする観点から、売り主が担保責任を負う要件を、先ほど申し上げましたように「契約の内容に適合しない」と改めることとしておりますが、この改正後も、今申し上げましたように、現在と同様に、判例の判断に基づいてトラブルは解決されるものと認識しております。今回の改正によって特にトラブルを解決する機能が損なわれるということはないというふうに理解しております。

○吉田(宣)委員 ありがとうございます。さらに細かな話になってまいりますが、少し確認をさせていただきたいと思っております。

先ほど私が申し上げた、また局長からも説明がありました現行の五百七十条の法定責任説からすると、例えば、特定物の売買で、売ってしまった後、例え、いわゆるかわりのものをよこせというふうなことというのはなかなか認められづらいことになってくようなかと思っております。このように、代替物請求権また修補請求権というのは今般の改正においてどのように変わったのか、お教えください。

○小川政府参考人 お答えいたします。

現行法のもとでは、いわゆる典型的な法定責任説は、特定物売買については、目的物に何らかの瑕疵があったとしても、買い主はその修補の請求ですとか代物の請求をすることはできないと解釈しております。

改正法案におきましては、冒頭申し上げましたように、特定物売買であるか不特定物売買であるかを問わず、引き渡された目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない場合の救済手段を明記することとしております。この場合には、買い主は、その修補や代替物の引き渡しなどの履行の追完の請求をすることができるということとしております。

○吉田(宣)委員 可能になったということでございます。

次に、これも先ほど御説明ありましたが、解除についても聞きをしたいと思っております。

現行法では、契約の目的を達成することがない場合にだけ、この特定物売買においての瑕疵担保責任に基づく解除、これが認められていたというふうに承知しております。現行の五百六十六条の一項を準用してのことだというふうに理解をしておりますけれども、今般の改正でこの解除はどのような改正になったのか、お教えいただければと思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

解除の点でございますが、改正法案においては、買い主に引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものであった場合における契約の解除については、債務不履行があった場合の一般的な規律に従うこととしております。

これをもう少し具体的に申し上げますと、まず、無催告で解除をする場合には、現行法と同様に、契約目的の不達成が契約の解除の要件でございます。他方で、催告をして解除する場合には、現行法と異なり、契約目的の不達成は必要ではなく、一般原則に従いまして、履行の追完の催告から相当期間が経過したときにおいて、契約の内容と適合せず、かつその程度が軽微でないことが契約の解除の要件となります。

もつとも、契約不適合の程度が軽微か否かを判断するに際しましては、契約目的を達成することができるといふ点か否かという点が最も重要な考慮要素でございますので、無催告解除の場合の契約目的の不達成という要件と、今申し上げました催告解除の場合の契約不適合の程度が軽微でないという要件とは、実際上は大きな違いはないというふうに考えております。

○吉田(宣)委員 ありがとうございます。

時間がだんだん迫ってきています。次に移りたいと思っております。今度は損害賠償の範囲について、これは法定責任説と契約責任説では違いがあったかのように承

知してまいります。

法定責任説によりまして、契約当事者が目的物の瑕疵の不存在を信じたことよってこうむった損害の範囲に限られるというのに対して、契約責任説においては、履行利益、すなわち契約の内容どおり債務が履行されていけば、いわゆる債権者が得たであろう利益にまで及ぶというふうな理解をしておいたところでございますが、今般の改正において、この損害賠償の範囲についてはどのようなのでしょうか。

○小川政府参考人 お答えいたします。

現行法の解釈もさまでございますが、端的に改正法案の内容を申し上げますと、売り主は、種類、品質または数量に関して売買契約の内容に適合した目的物を引き渡す債務を負い、引き渡された目的物が売買契約の内容に適合しない場合、その損害賠償の請求については、売り主の債務不履行責任であるというふうに整理しております。債務不履行があった場合の一般的な規律がそのまま適用されるということとしております。

したがって、買い主による損害賠償の請求は債務不履行があった場合の一般的な規律に従いますので、損害賠償の範囲は履行利益にまで及ぶということになります。そういう意味では、改正法案では損害賠償の範囲は履行利益まで及ぶということ、これまでの学説の争いに対して統一が図られたものというふうに理解しております。

○吉田(宣)委員 この点も、さらに国民の立場からすれば、ひとつわかりやすくなった点かと思っております。

もう一点、細かな点ですが、売り主の過失を要するかどうかということについて、また違いがあったかと思っております。

法定責任説によると、担保責任というものを、有償契約における対価の均衡を維持するための特別な責任と捉えておりましたので、無過失責任と構成されることが自然かと思っております。また他方、契約責任と考えれば、これは契約責任です。過失責任が原則なのかもしませんけれども、

も、いわゆる四百十五条の特例ということで、無過失責任とも構成されるというふうに承知をしておりますけれども、この売り主の過失の点について今般の改正でどのようになったか、お教えください。

○小川政府参考人 お答えいたします。今御指摘いただきました点につきましても、現行の学説はさまざまでございます。

これも端的に改正法案の内容を申し上げますと、売り主は、売買契約の内容に適合した目的物を引き渡す債務を負い、引き渡された目的物が売買契約の内容に適合しないときは、買い主は、債務不履行があった場合の一般的な規律に従って損害賠償をすることができるとしてあります。これは先ほど説明したとおりでございます。したがって、損害賠償の要件としても、四百十五条の売り主の帰責事由が必要になるというふうに考えております。

なお、代金減額請求も可能となっておりますが、この点につきましては、帰責事由がない場合であっても、代金負担の軽減の限度では救済を求めることが可能でございます。

○吉田(宣)委員 ありがとうございます。

続いて、今度は贈与契約について質問させていただきます。

贈与契約については、現行法は「自己の財産」というふうに目的物を限定しているように規定をしております。承知しておりますが、今般の改正においては「ある財産」と変更しているようにございます。理由についてお聞かせください。

○小川政府参考人 お答えいたします。

現行法の五百四十九条、これは贈与の規定でございますが、これによりまして、「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方と与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる」としてあります。これは、他人の財産を対象として贈与契約を成立させることはできないというように読めるわけでございます。しかし、判例は、他人の財産であっても贈与

契約を有効に成立させることができるというふう
に解釈しております。

そこで、改正法案におきましては、民法を国民
一般にわかりやすいものとするために、現行法の
「自己の財産」という文言を「ある財産」という
ことにいたしました。自己の財産には限らないと
いうことを示しておるわけでございます。

○吉田(宣)委員 判例が認められたものを明文に取り
込んだというふうな理解だと承知をいたしました。
済みません、一問飛ばささせていただきます。十番
目の質問に移らせていただきますけれども、他人
物贈与の贈与者の義務ですね。

贈与者は、取得義務までは負わないけれども、
その権利を取得した場合にはそれをきちつと受贈
者の方に移転をする義務を負うというふうな明文
の規定をつくるべきじゃないかという考え方が
あったと承知をしておりますが、今般の改正法案
の中には反映されていないようでございます。そ
の理由について端的にお聞かせください。

○小川政府参考人 御指摘いただきましたように
に、改正の過程では、他人物贈与の贈与者は、取
得義務まで負わないが、その権利を取得した場合
にはそれを受贈者に移転する義務を負うという提
案がされておりました。もともと、今申し上げま
したような契約の内容が当事者の通常の意味に合
致するかどうかという点については問題がある
というところでございます。

また、他人物贈与を有効としました最高裁の判
例は、むしろ贈与者に取得義務があるんだという
認定をしていたという理解でございます。

こういった点を踏まえまして、他人物贈与者の
責任について、贈与者が取得義務を負わないとの
規定を設けることとはせずに、贈与者が取得義務
を負うかどうかについては、これはもう個別の事
案ごとの判断に委ねるとしたこととしたわけでご
ざいます。

○吉田(宣)委員 ありがとうございます。
続いて、また一問飛ばさせていただきます。時間

の関係で最後の質問とさせていただきますけれども、この贈与の規定、私が大学で勉強したときに
は取り消しというふうな規定がされていたんです
ね。これが平成十六年の改正によって「撤回」と
いうふうに文言が変わっております。現行法は
この「撤回」という言葉が使われております。今
般の改正ではさらにこれが「解除」と変更になっ
ているわけでございますけれども、この変更とい
いますか、理由についてお教えいただければと思
います。

○小川政府参考人 お答えいたします。
御指摘いただきましたように、まず、平成十六
年の改正で取り消しから「撤回」に変更されてお
ります。これは、取り消しというのは意思表示に
瑕疵がある場合での用語ということでございま
す。一般の学説の指摘に従いまして、瑕疵の
ある場合ではない場合も含みます撤回という用語
を使つたわけでございます。

ただ、撤回が、一般的にはやはり意思表示その
ものの撤回ということにはございませぬが、今申し上
げました五百五十条の理解は、契約それ自体の効
力を否定するという意味で「撤回」という表現を
使つておりましたので、むしろ、そうであるとす
れば解除の方が適切であろうということで、ある
いは民法におけるその他の用語の統一等の観点か
ら「解除」、「撤回する」という用語を、五百五十
条につきましては「解除をする」に改めることに
したものでございます。

○吉田(宣)委員 ありがとうございます。時間が
参りましたので終了いたします。

○鈴木委員 次に、井出庸生君。

○井出委員 おはようございます。民進党、信州
長野の井出庸生です。本日もよろしくお願いをい
たします。

早速、まず大臣に伺いますが、共謀罪、テロ等
準備罪、この正式名、組織的な犯罪の処罰及び犯
罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する
法律案、けさ閣議決定をされて、大臣のこれまで
おっしゃってきた成案を得たという段階になった

ということでもよろしいかどうか、端的にそこだけ
確認をさせていただきます。

○金田国務大臣 井出委員の御質問にお答えした
と思っております。

そのとおり考えている次第であります。
○井出委員 これまでは、成案を得ていない、そ
ういふお話でありましたので、私も、罪刑法定主
義の大切さでありますとか、中身に踏み込まない
話をしてまいりましたが、成案を得たということ
で、きょうは、まずその中身、法案の目的と名前、
特に法案の名前というところについて議論をして
いきたいと思っております。

資料をお配りしております。
資料の一、私の汚い字が書いてあつて恐縮です
が、これは三月二十日、毎日新聞朝刊の六面の記
事、「共謀罪」報道割れる表記、この記事によ
りますと、新聞報道で、この法案、見出しに「共
謀罪」というものを使つているのが毎日新聞、朝
日新聞、日経、東京、それから、見出しに「テロ
等準備罪」などを使つているところが読売、産経、
NHK。

その記事のところで赤と緑でそれぞれマーカ
ーを引いておりますが、注目すべきは、
毎日の十一、十二日の世論調査では「政府は、
組織的な犯罪集団が犯罪を計画した段階で処罰
する法案を今の国会に提出する方針です。対象
になる犯罪を当初予定していた七弱から半分
以下に減らしましたが、一般の人も捜査対象に
なる」との指摘があります。

こういう問いかけをしたときに、この法案に対し
て反対が四一%であつた、賛成三〇%。
一方、これはNHKなんです、
「政府が、組織的なテロや犯罪を防ぐため、犯
罪の実行前の段階でも処罰できるように、「共謀
罪」の構成要件を厳しくして「テロ等準備罪」
を新設する法案」

こういう問い方をNHKが十日から十二日、毎日
とほぼ同時期ですね、この問いについては、法整
備が必要だという答えが四五%を占めた。

同じ法案でございます。聞き方はマスキのそ
れぞれの観点があるかと思つていますが、その聞き方
によって大きく賛否が偏つていふ状況で、
果たして国民の理解が深まっていると言えるのか
どうか、その点について大臣の感想をいただき
たいと思つております。

○金田国務大臣 まず、報道機関の報道のあり方
とか内容につきましてはコメントは差し控えさせ
ていただきます。このように考えます。
その上で、このテロ等準備罪につきましては、
私どもは、対象となる団体を明文で組織的犯罪集
団に限定することによりまして、一般の会社、市
民団体、労働組合、こういった正当な活動を行つ
ている団体が適用対象とはならないということを一
層明確にすることができた。それから、犯罪の
計画だけでは処罰をされない、実行準備行為が
あつて初めて処罰の対象とするんだということに
よりまして、内心を処罰するものではないとい
うことについても一層明確にすることができた。こ
ういふふうには、このテロ等準備罪の成案につい
ては考えておるわけであります。

したがういふことで、これまでに過去の国会での質
問において示されました不安や懸念を払拭する内
容になつておるんだということを受けとめており
ます。

また、テロ等準備罪の捜査ということもかつて
御質問があつたんですけれども、他の犯罪の場合
と同様に、刑事訴訟法の規定に従つて必要かつ適
正な捜査を行うものと考えております。

これまでの国会審議の場においては成案がまだ
得られていない段階だったんですけれども、きよ
う閣議決定を経て成案を得たわけでございませ
う。さまざま御指摘について、具体的な法案の
内容に基づいてしっかりと誠実に御説明を申し上
げていく、そして、先生方と議論を重ねていき
たい、こういうふうには考えておる次第であります。

○井出委員 集団を限定し、それから、実行準備
行為を加えて内心というものを処罰しない、そう
いうことで、この法律について、冒頭、その呼称

のテロ等準備罪をもう一度使われておりますが、法案の名前というものは法案の核心、法案の一番大事なところをやはり端的にあらわさなければいけない。

これまでの委員会の質疑の中で、さんざん多くの先生方と議論があったかと思いますが、端的に申し上げると、共謀罪、テロ等準備罪というのは合意を処罰するものではないか、成案によれば計画だと思いますが、テロ等準備罪、共謀罪は、計画を処罰するものであって準備行為を処罰するものではない、合意や計画だけじゃ曖昧だから、懸念があるから実行準備行為をとる。しかし、それはまさに、本質的には計画を処罰することが目的である、これは異論はないと思いますが、それよりいいですか。

○金田国務大臣 ただいまの御指摘に対しましては、計画に加えて準備行為が行われた場合に処罰の対象とするというふうに通じておる、このように考えております。

○井出委員 先日の委員会の質疑の中で、たしか自民党の宮崎委員との質疑の中の答弁だったと思いますが、予備罪は予備行為を処罰するものであって合意を処罰するものではない、それでは条約に入ることができない、条約の趣旨に合致をしないと。山尾委員からも質問があったのですが、この法律の大きな目的は条約に入ることだと。それは、まさに合意、計画を処罰するための法律をつくる、それに尽きるんじゃないですか。もう一度答弁をお願いします。

○金田国務大臣 御指摘の中で、もちろん、その要件として、処罰の対象としては合意というものも入っているわけでありまして。

○井出委員 合意というものも入っているではなくて、合意を処罰、計画を処罰するために準備行為をつけ加えているんじゃないんですか。

○金田国務大臣 同じことを申し上げることになると思いますが、実行準備行為を行った場合に計画を処罰する。もちろん、組織的犯罪集団が対象であります、そういうふうを考えております。

○井出委員 これまで共謀罪、陰謀罪というのは、刑法の中でもわずかながらありました。しかし、今回、二百七十七の対象犯罪でしようか、そういうものについて、合意が、計画があり、実行準備行為があれば処罰する。

しかし、もう一度聞きますが、実行準備行為をとるのは、最終的には、計画、合意、そこを処罰することが一番の目的で、そのきつかけ、明らかになりに見える形として実行準備行為というものをとってきたのであって、やはりこの法律の目的というものは計画、合意を処罰することにほかならない、これは異論はないはずだと思いますが、もう一度お願いいたします。

○金田国務大臣 実行準備行為を伴う計画を処罰する、そういう考えであります。

○井出委員 なかなかかたいなと思いますので、少し観点を変えたいと思いますが、きょうは、法案の大きな目的、趣旨が名前と合致するかというところを伺いたい。

合意、計画と実行準備行為があつて処罰をするということをしつくり返しおっしゃられていますが、過去に共謀罪の法案を審議してきたときに、政府原案は、「団体の活動として」、まず、「行為を実行するための組織により行われるもの」の遂行を共謀した者は、「刑に処す」と。

それから、自公修正案、平成十八年四月に一度出ております。これは、団体の活動に別表を設けて限定をした。「その共謀をした者のいずれかによりその共謀に係る犯罪の実行に資する行為が行われた場合において」と。

それから、自公再修正案というものが出ております。そこでは「組織的な犯罪集団」、さらにそれを別表で掲げている。そしてここにも、「共謀」と、「必要な準備その他の行為が行われた場合」だと。

それからさらに、平成十八年の自公修正試案、これは会議録にしか残っていないと聞いておりますが、共謀のところは、「具体的な謀議を行い、これを共謀した者」、または「共謀をした者のいず

れか」、「その共謀に係る犯罪の実行に」において「準備その他の行為」と。

過去の議論でも、組織犯罪集団を限定し、そして共謀に加えて実行準備行為をした者という限定はやってきた。しかし、過去の議論において、政府・与党は、この法案について一貫して組織的な犯罪の共謀という表現を使われてきた。

今、大臣が新法案について御説明したものと、私が読み上げました過去の自公修正案というものは、全く変わらないんじゃないですか。どうして名前だけ変わるんですか。

○金田国務大臣 ただいま、かつての共謀罪の与党修正案についてお話がありました。

まず、このたびの政府提出法案についての政府見解をその修正案というものは答弁したものでないわけでございますから、このたびは政府提出法案についての政府見解を答弁させていただきます、このように考えております。

そして、その上で、かつての共謀罪とテロ等準備罪はなぜ違うんだというふうにおっしゃると思うんですが、その点につきましては、主体を組織的犯罪集団に限定して、実行準備行為があつて初めて処罰することになっているわけでありまして、これは、共謀したことのみに処罰されるかつての共謀罪とは別物なんだということをまず申し上げておきたいと思えます。

そして、テロ等準備罪の呼称というものは、罰則の実態を反映したものとして受けとめていただく、そういうふうにご考えた場合に適切である、このように考えるわけでありまして。

テロ等準備罪を設けることによつて、テロを含む組織犯罪について、実行着手前の段階での検挙、処罰が可能となるんだ、その重大な結果の発生を未然に防止することができるようになるんだ、テロ等準備罪がテロ対策に資することは明らかであります。

国内外の犯罪実態を考慮しますと、組織的な犯罪集団の典型がテロリズム集団でありますし、テロリズム集団による重大犯罪の典型がテロであ

る。

また、テロ等準備罪というのは、計画行為に加えて、先ほども申し上げましたように、実行準備行為が行われたときに初めて処罰するものなんだ。

したがって、テロ等準備罪という呼称でございますが、これはこうした罰則の実態を反映したものと適切である、このように考えておる次第であります。

○井出委員 過去の修正案とは違って、きょう閣議決定された本案について、集団を限定した、実行準備を加えた、そういうことをおっしゃられるんですが、過去の法案議論、修正案との違いをきちつと説明ができないようでは、過去の議論において国民の懸念を払拭できなかった、そうおっしゃっているのは大臣なんですよ。その懸念を払拭するために、過去の法案、特にきょう私が聞きたいのは、過去の与党が出された修正案との違い、一体何が違うのか、もう一度明確にお答えください。

○金田国務大臣 過去と違いますのは、今回は政府案としてお出しをしているということをお先ほどから申し上げているつもりであります。

○井出委員 全く質問に正面から答えていただけないと思えます。

きょうは名前とその法案の中身について伺います。

二〇〇七年の二月二十日、自民党法務部会条約刑法検討に関する小委員会の検討結果に示された修正案骨子、これは会議録にも残っていないのですが、これは、自民党において、外務省、法務省も交えてまとめた内容だと聞いております。

この法案の対象の犯罪を、この部会の小委員会でまとめたものは百二十八から百六十二に限定をする、それから共謀と実行準備行為が行われない限り処罰されない、その辺は一緒でございます。

それから、組織的な犯罪集団がテロ等の謀議の対象犯罪等を実行する団体のみを対象とする、さまざまな限定をかけておりますが、それでも、この

ときの小委員会がこの法案に何という名前をつけたのか。テロ等謀議罪なんです。過去の与党の取り組みの方が、名前のつけ方の方が私はよっぽど正直であったと思います。

テロ等準備罪という名前は、少なくとも、二百七十七の計画について処罰をする、二百七十七計画処罰罪でもいいですよ。それが一番、この法案の中と名前と合致する、そういうことなんじゃないでしょうか。大臣、いかがですか。

○金田国務大臣 ただいまの御質問にお答えをいたします。

本罪は、組織的犯罪集団の関与する犯罪実行の計画をただけでは処罰されないわけであり、実行するための準備行為が行われて初めて処罰が可能となるものであるために、このことを端的にあらわすために準備罪としたものである。

そしてまた、テロ等というふうには呼ばれておりますのは、国内外の犯罪実態を考慮するときに、組織的犯罪集団の典型がテロリズム集団であって、テロリズム集団により重大な犯罪の典型がテロである、こういうことを踏まえまして、本罪が対象とする犯罪を端的にあらわすためにテロ等としたものでありますから、テロ等準備罪という呼称になるわけであり、以上であります。

○井出委員 準備行為というものが一体いかほどであるかは後の階先生や途坂先生に質疑を深めていただきたいと思います、テロ等について伺います。

テロ、テロリズム集団その他の組織犯罪集団という言葉を使われるようですが、これまでの答弁ですと、一つテロ集団がある、そのほかに、暴力団がある、それから詐欺集団がある。テロリズム集団を例示されるということは、テロリズム集団その他の組織犯罪集団というものは、やはり、テロリズム集団と同等のものとして読み解くのが私はオーソドックスかなと思っておりますが、そのテロリズム集団と暴力団、テロリズム集団と詐欺集団がやろうとしている犯罪の目的、それから犯罪

の実行態様、形態というものは本当に一致している、対等なものと言えるんじゃないでしょうか。

○金田国務大臣 ただいまの質問の中で同等という考え方はなくて、重大な犯罪を目的としているかどうかという観点からの例示である、このようにお考えいただきたいと思えます。

○井出委員 重大な犯罪を防ぐというのが一番の目的であって、テロが主目的ではないということである、よろしいんですか。

○金田国務大臣 先ほどから申し上げております、本罪による処罰の対象として典型的に想定される重大なものがテロであります。したがって、テロを例示したものであります。

そして、その等というのは、先ほど申し上げましたが、テロリズム集団を含む組織的犯罪集団が行うテロ行為以外の重大な組織犯罪を指す、このように受けとめていただきたいと思えます。

○井出委員 テロの定義というものを考えますと、政治的だとはいくつかある考え、主張というものがある、大量の人を殺りくする、それから、建物をぶっ壊したり、財産、そういうものを破壊する。その主張、考えと、それに基づく甚大な結果と、その二つが重ね合わさって初めてテロという定義がされるということは、日本においても、それからアメリカ、イギリス等を見ても変わりが無いと思えます。

暴力団や詐欺集団というものは、そういう特定の主義主張があるのかないのか、それからまた、それだけの大量の殺りく、それから、ビルなどを破壊する、そういう犯罪形態というものをとり得るのかどうかというところは、私は、法律の定義からすれば若干の疑問を感じている。

重大犯罪の典型がテロであると、重大にも幅があると思えますが、テロ等、暴力団、詐欺集団、テロリズムをくくるのであれば、テロ等準備罪、その名前ではなくて、やはり重大犯罪準備罪、重大犯罪計画罪、そう変えていただく方がいいと思えますが、いかがですか。

○金田国務大臣 国内外の、先ほど申し上げまし

たが、犯罪の実態を考慮した場合に、本法案におけるテロ等準備罪が対象とする組織的犯罪集団の典型例はテロリズム集団である、そして、テロリズム集団による重大犯罪の典型はテロである、このように考えておる次第であります。

○井出委員 この法律の主目的はTOC条約に入ることだと思えます。そこは、与党も野党も政府も問題ないのかと思えます。

前回は少しお話しし、紹介をさせていただいた、尾崎久仁子さんという国際的に今なお活躍の方の本からまた少し一節を紹介したいんですが、この条約、国際組織犯罪防止条約というものは、組織犯罪に焦点を当てたため、犯罪組織によって行われ、国際的性質を帯びていけば全ての重大犯罪が対象となる、さらに、国際性や組織性は捜査の当初から明確であるとは限らないので、現実にはほとんどの犯罪がこの条約の影響を受けることとなる。

本来であれば、この条約に入るためには、重大な犯罪に対する計画、合意、それを推進する行為、実行準備行為をつけてほしいです。重大な犯罪の計画を取り締まることが一番の目的であって、テロ等準備罪とテロを前に押し出すと、この方の本によりますと、テロリズムの定義というものは国際的に定めることはなかなか難しい、それはなぜかといえ、一般的に言えば、途上国が民族解放闘争を行う自由の戦士の行為はテロの範囲から除くべきであるとの主張がある、そういう中で、テロに関する条約というのは、抽象的なテロではなくて、テロの具体的な犯罪行為についてこれまで十二本の条約が締結されてきた、それを、今回初めて計画、共謀、合意というものを、今回初めて重大な犯罪を取り締まる、その中にテロは含まれるかもしれない、しかし、テロというものをあえて外している。

条約の方で一生懸命そういう緻密な検討をしているのに、日本の方で、テロ、テロ、テロ、そういうことを言っていて、果たして本当に条約に入るといふ主目的にかなうのかどうか。

その点を、果たしてこの名前で条約に入れるのかどうか、そのことを聞きたいと思えます。

○武井大臣政務官 条約の趣旨ということでございますので、趣旨、観点ということで外務省からお答えしたいと思います。

まず、先ほど来法務大臣より御答弁もございしますが、一般論として、国際的な組織犯罪とテロ行為の間には強い関連性があるということは指摘をされているところでございます。

本条約の起草過程、先ほどございました尾崎さんもアドホック委員会に入っておたわけでございますが、この起草過程におきましても、対象犯罪を具体的に列挙すべきではないかという議論の中で、テロ行為というのもその対象になつていたところでございます。

また、本条約を採択いたしました二〇〇一年一月の国連総会の決議でございますが、こちらにおきましても、国際的な犯罪集団とテロとの関連が拡大しているという議論がございまして、本条約が犯罪行為と闘うための有効な手段であるということが指摘されたところでございます。

このように、本条約は、テロを含む幅広い国際的な組織犯罪を一層効果的に防止する枠組みであると言えると考えております。したがって、本条約の義務を担保する罪の名称としてテロ等準備罪というものは適切であるというふうにご考えております。

以上でございます。

○金田国務大臣 ただいま外務政務官からお話がありました。繰り返しのなる部分があるのかとは思いますが、やはりテロ活動と国際的な組織犯罪との間には強い関連性がある、TOC条約については起草段階からテロ活動を対象に議論が行われてきた、このように承知しております。テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止するための枠組みがTOC条約であった、このように承知しておる次第であります。

○井出委員 もう時間が来たので終わりますが、私は、大臣に当初から申し上げてまいりましたが、

大臣の辞任を求める、そういうスタンスであることはきょうも変わりません。

名前については、冒頭申し上げましたように、名前、質問の仕方によって世論が真つ二つに見解が分かれる、本当に国民に理解を求めていくためには、その審議を尽くしていかなければいけないということが一点あります。

それから、前回の委員会、大臣は、私の質問に対して、幾つか大変いいアドバイスをいただいたというふうな答弁をいただきました。しかし、それが成案ですとか成案上に反映されるとか、形にならなければ、答弁だけではなくて、やはりそういうものをしっかりと受け入れて形にしていただかなければ辞職を求めるスタンスというものは変わらない、そのことを申し上げて、本日の質問を終わりたいと思います。

○鈴木委員長 次、階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。本日もよろしくお願いいたします。

今、井出委員からも共謀罪法案の名称についていろいろ議論がされましたけれども、私は、特にテロ等準備罪と法案に書かれておりませんので、従来どおり共謀罪法案ということで以下質問させていただきます。

まず、お手元に資料を配らせていただいておりますが、こちらは、三月九日付の法務省の事務連絡というものが抜粋したものです。これは、三月二日に一回協議したものを、いろいろ与党さんからの御疑問がある中で修正しましたよということ、これについて意見があったら申し出てくださいなということ、法務省から各府省に対して流したものと承知しております。

ところで、きょう閣議決定された共謀罪法案、この「修正前」、「修正後」の、「修正後」の方で最終的には決着したということ、よろしいですか。確認です。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えをしたいと思います。

ただ、この御質問でございますが、事前通告がなくて、三月九日付の刑事法制管理官事務連絡の確認が直ちにはできません。したがって、御指摘の書面の内容についてはお答えは差し控えてさせていただきますと思います。

○階委員 では、質問をかえします。

共謀罪法案、きょう閣議決定されました。では、六条の二の条文について、今ここで読んでください。「修正後」の内容と同じであれば、同じですと言っていただけでは結構です。(発言する者あり)

○金田国務大臣 きょう閣議決定になった条文の内容を読ませていただきます。

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ。の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいづれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

(階委員「ここまで結構です」と呼ぶ) ああ、そうですね。

○階委員 ありがとうございます。まさにきょうお配りした資料の「修正後」に書かれているものと全く同じ内容がきょう閣議決定されたということが確認できました。

そこでお尋ねします。

私の二月二日の予算委員会での質問に対する答弁で、組織的犯罪集団とは、テロ組織、暴力団、薬物密売組織といったことに限られるということ、大臣は答弁されました。しかし、今おっしゃった定義では、「テロリズム集団」というのは例示として挙がっていますが、「その他の組織的犯罪

集団」ということで、具体的なテロ集団以外の犯罪集団は挙がっていませんし、外延がどこまでかということが具体的に明示されていません。二月二日の答弁と整合性がとれないと思うんですが、いかがですか。

○金田国務大臣 ただいまの御指摘に對しましては、以前の答弁は事例として申し上げた例であり、そして、今回は、この条文の中において、しっかりと組織的犯罪集団、そしてその定義を置いている、このように考えております。

○階委員 これは、今まで、一般人が組織的犯罪集団に含まれるかどうかということで、私も国会で何度も質問しました、同僚も何度も質問しました。そういう中で出てきた答弁が先ほど申し上げた点なんです。そのことについて、検討段階は例示だったということ、何か、テレビ入りの審議のときにはテロ組織、暴力団、薬物密売組織に限られると言っておいて、なぜここに来て例示だったという話になるんですか。

では、前回、二月二日の答弁は撤回してください。(発言する者あり) 何をおっしゃっているんですか。成案が出たときに答弁すると言っているんです。成案が出た後答弁すると言っているんだから、だから成案が出たから答弁を求めているんです。

○金田国務大臣 テロ等準備罪は一般の方々に対する罰の対象となることではない、このように考えております。それは、テロ等準備罪につきましては、対象となる団体を組織的犯罪集団に限定しているからであります。

組織的犯罪集団というのは、一定の重大な犯罪等を行うことを構成員の結合関係の基礎としての共同の目的とする集団をいうことでありますから、国内外の犯罪情勢等を考慮すれば、テロリズム集団、暴力団、薬物密売組織、振り込め詐欺集団などに限られることとなるわけであり、このように適用対象となる団体の限定により、一般の方々をテロ等準備罪の処罰の対象とはならない、このように考えているわけであり、

○階委員 法案の成案が出たので私は質問して、本来であればもっと前に答えていただかなくちゃいけないことを今質問しているわけですよ。何が質問が、時期がおかしいと。重要な点について当然検討段階でも確認していることだから聞いています。

そこでもう一つ聞きますけれども、通告しているとおりに、これまでの私の質問について法務大臣から明確な答弁がなかった点について、確認的に質問します。

二月二日の答弁で、「正当な活動を行っていた集団であれば、団体の意思決定に基づいて犯罪行為を反復継続して行うようになる」といったような、団体の性質が一変したと認められなければ、組織的犯罪集団と認められることはないと答えていた。「反復継続」という言葉が入っていました。

その後、二月十六日、山尾委員に対する文書での答弁が出てくる中で、「もともと正当な活動を行っていた団体についても、団体の結合の目的が犯罪を実行することにある団体に一変したと認められる場合には、組織的犯罪集団に当たり得ることとするのが適当である」ということで、この段階では、反復継続の要件が消えております。そして、きょう閣議決定された中にも、反復継続という言葉が出てきておりません。

二月二日の答弁で「反復継続」と言っていたものは、なぜ法案の中に入っていないんでしょうか。二月二日の答弁について確認します。二日のものは間違っていたのかどうか、お答えください。

○金田国務大臣 階委員のただいまの質問にお答えしたいと思います。

どのような場合に、正当な活動を行っていた団体について、団体の結合の目的が犯罪を実行することにある団体に一変したと認められるかということの説明、これを踏まえてのお話であろうと思っております。

というのは、一瞬にして変わるかそういうことではありません。一変というのは、性格がすっかりと変わる、そういう意味であります。それは御承知かとは思いますが、念のために申し上げておきます。

御質問の点は、個別具体的な事案における証拠関係を踏まえた事実認定の問題であるというふうなことでありますので、一概にお答えすることは困難であります。

しかしながら、あくまで一般論として申し上げますれば、具体的な事案において、ある団体が組織的犯罪集団に該当するかどうかは、当該事案の時点において構成員の結合の目的が犯罪を遂行することにあるか否かによって判断されるものである、このように申し上げます。

その上で申し上げますと、もともと正当な活動を行っていた団体につきましては、通常、団体の意思決定に基づいて犯罪行為を反復継続するようになるなどの状態にならない限り、組織的犯罪集団に該当すると認められることは想定しがたいと考えられるのであります。

○階委員 今、通常ということを使ったので、必ずしも反復継続というのは必須の、要件という言葉がおかしければ条件と言いますが、必須の条件ではないというふうに承りました。

したがって、二月二日の答弁と山尾委員に対する文書による答弁、どちらが正しいか、どちらがより正確かといえば、山尾委員に対する答弁書の方だということと理解してよろしいですか。二月二日の答弁は明確に「反復継続」というふうに言っていますから、そうではなくて、山尾委員に対する答弁書が正確だという理解でよろしいですか。

○金田国務大臣 お答えしますが、ただいま答弁で申し上げたとおりであります。

○階委員 だから、山尾委員に対する答弁書が正しいということではよろしいですか。二月二日の答弁では「反復継続」ということを明確におっしゃられていたから、これが必須の条件かどうかということを確認したところ、先ほど、通常の場合

という限定をつけられた。したがって、山尾委員に対する答弁書が正しいということも言っていただければ結構です。よろしいですか。答弁をお願いします。

○金田国務大臣 御質問の点は、個別具体的な事案における証拠関係を踏まえた事実認定の問題であります。一概にお答えすることは困難であります。あくまで一般論として申し上げますと、具体的な事案において、ある団体が組織的犯罪集団に該当するかどうかは、当該事案の時点において構成員の結合の目的が犯罪を遂行することにあるか否かによって判断されるのであります。

その上で申し上げますが、もともと正当な活動を行っていた団体については、通常、団体の意思決定に基づいて犯罪行為を反復継続するようになるなどの状態にならない限り、組織的犯罪集団に該当すると認められることは想定しがたい、このように考えられるわけでありまして。

○階委員 同じことの繰り返しですけれども、今も通常という言葉もおっしゃいました。通常ではない例外的な場合もあるということですから、確認しませんが、反復継続性がなくても組織的犯罪集団に当たるといえる場合があるということと間違いないですね。お答えください。

○金田国務大臣 何度も申し上げますが、個別具体的な事案における証拠関係を踏まえた事実認定の問題であるということと御理解いただけたらと思います。

あくまで一般論として……(階委員「だから、同じことの繰り返しじゃなくて、あり得るかどうかと聞いているんですよ」と呼ぶ)

○鈴木委員長 静粛に願います。

○金田国務大臣 申し上げますが、団体の意思決定に基づいて、犯罪行為を反復継続するようになるなどの状態にならない限り、組織的犯罪集団に該当すると認められることは想定しがたい。けれども、あり得るかときりぎり聞かれた場合に、あり得ないとは言えないと思います。

○階委員 これが非常に重要な話なんです。というの、反復継続性が必ずしも求められない、反復継続性がない場合でも組織的犯罪集団に当たるといえる場合があるということになると、先ほどのペーパーを見てください、確かに冒頭の方で、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」ということで、その定義が括弧書きの中であって、その後、「の団体の活動として、当該行為を遂行するための組織により行われるもの」の遂行を二人以上で計画した者は、云々となるわけなんです。これは、一号、二号に共謀罪の対象犯罪があるんですけれども、こうした一号、二号、所定の犯罪を組織的に遂行しようとする二人以上で計画したとしまじょう、この場合に、二人以上で計画して認定される可能性はないのだろうか。つまり、所定の犯罪の組織的な遂行を計画したということをもつて、団体の結合目的が一変したと直ちに認定されて、後づけで組織的犯罪集団だと言われる可能性はあるのか。反復継続性の条件が必ずしも要求されないということは、そういう論理的な可能性もあると思いますよ。いかがですか。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えします。具体的に、どの答弁について御質問なされるのかという通告をいただいておりますので、お時間をいただき、発言の内容を確認しながらお答えさせていただきます。このように申し上げます。

その上で、御承知だと思いますが、このテロ等準備罪は、独立した要件が三つあります。組織的犯罪集団、それから計画、それから実行準備行為。そういう中で、御指摘の点も、考えていただければ、一般の方々が一変という前提でお尋ねでございます。一方、先ほど申し上げたように、すっかり変わるといふ状況はどう捉えるか、反復継続ということをどう捉えるか、いろいろな意味をそこに持つて御説明をしなければいけない、このように

思っております。○階委員 いろいろなことをお話しされたので、ちよつと私は趣旨がよくつかめなかつた部分もあるけれども、要するに、一変したということとどのように認定するかということが問題になるわけですね。

反復継続性の要件があれば、過去にそういうことがあったのでこれは認定せざるを得ませんねということも容易かなと思ふんですけれども、しかしながら、反復継続性がなくてもある犯罪について共謀行為がなされたということから一変したと認定される可能性が排除されないのであれば、これはもう、組織的犯罪集団で犯罪の主体を限定したと言いますけれども、実質的に限定されることにはならない。つまり、一般の人たちも処罰対象になつてくるというふうには考えますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○金田国務大臣 一定の犯罪を犯す合意のみでは足りないわけでありまして、申し上げているように、テロ等準備罪を適用するには、主体が組織的犯罪集団であること、すなわち、結合の目的が犯罪を遂行することにある団体であると認定される必要がある。単に、団体の中で一定の犯罪を犯す合意があることが認定されるだけでは足りません。そのため、組織的犯罪集団の要件は、合意や実行準備行為とは別の、独立して意味のあるものでありまして、御指摘のようなことは、このように考えております。

○階委員 私は、組織的犯罪集団という要件は、独立的というよりは、むしろ、共謀があったということから従属的に導かれるような要件ではないかというふうな問題意識を持っています。そこで、組織的犯罪集団、もともと正当な目的を有する企業とかサークルとかNPOとか、そういった団体が、目的が一変した場合に、一変したと認定された場合に、私はこれ、何度も予算委員会でも質問しましたけれども、一変したけれども、それを知り得なかつた、普通のその集団の構成員の人たち、この方たちはやはり組織的犯罪集団の

一人として捜査対象にはなり得るのかどうか、この点について確認の答弁をお願いします。

○金田国務大臣 御質問にお答えをいたします。組織的犯罪集団というのは、構成員の結合の目的が一定の重大な犯罪を遂行することにある団体をいうわけでありませぬ。

したがって、犯罪に荷担していることを知らない人たちが、一定の重大な犯罪を遂行することを共同の目的として結合しているということは言えません。したがって、組織的犯罪集団の構成員とは言えませぬし、テロ等準備罪の故意もないということにならうと考えております。

○階委員 すなわち、具体的に言えば、普通に会社を経営していましたが、ところが、あるときからリフォーム詐欺をやるようになりまして、しかし、一般の社員は従来どおり営業活動をしていましたといった場合に、同じ会社の中で、組織的犯罪集団の構成員になる人とならない人がいる、こういう理解でよろしいですか。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えいたします。そのとおりにならうかと思ひます。

○階委員 それは明確になりましたけれども、実際上の問題として、同じ会社にいる人たちの中で、この人は組織的犯罪集団の構成員、この人は普通の社員ということをは分けするのはどうやってやっていくのでしょうか。やはり社員全体の個別のメールであるとか活動であるとか、こういうものを監視した上で、この人は構成員、この人は普通の社員ということをは分けしなくては行けないのではないですか。いかがですか。

○金田国務大臣 捜査というものの御質問だ、こういうふうな受けとめております。

最初に申し上げましたように、階先生の質問は非常に重要な質問が多いので、ぜひ事前に御通告いただくとありがたいというの是最初に申し上げたとおりであります。そうしますと、立派な答弁を直ちにできるかなというトライをしてみたい、こういうふうな考えております。

それはそれといたしまして、捜査の場合は、嫌疑があつて初めて、刑事訴訟法の手続にのつて必要かつ適正に行われるものである、このように考えております。そういう意味において、このテロ等準備罪を理由に、そうした観点を失つた捜査というものは行われぬものと考えております。

○階委員 同じ組織の中で、組織的犯罪集団の構成員かどうか、これを見分けるのは、当然個々の活動、個々のいろいろな発信、こうしたものをチェックしないとできないわけでありまして、一般市民が監視対象になる、これこそまさに多くの国民が懸念していることだと思ひます。

きょうのやりとりだけでは、やはり従来の共謀罪に示されていた国民の懸念は払拭されないと思ひますし、成案の段階で答えると言われていた、宿題になつていくことがたくさんあるわけです。法案審議の段階ではなくて成案の段階で答弁すると言われていましたので、きょう質問させていただきます。また時間を改めて、引き続きたくさん宿題がありますので、質問させていただきます。

終わります。

○鈴木委員長 次に、逢坂誠二君。

○逢坂委員 民進党の逢坂誠二です。

きょうは、ちょっと喉が痛くて、余り体調がすぐれないんですけれども、頑張つてやりたいと思ひます。

まず、幾つかやじが飛んでいた、そのやじに一つ答えるというわけではないんですけれども、きょう共謀罪の法案が閣議決定されたわけでありませぬけれども、まず、こは、きょうは一般質疑でありますから、何を議論してもいいということには皆さんに御理解いただきたいと思ひます。

そこで、私は、きょうはこの共謀罪の法案について議論をしたいと思ひます。

それから、閣議決定される前になせ、それでは議論をしていただこうという話であります、これも繰り返してありますけれども、特に私が問題視

したのは、一月十六日だったと記憶しておりますが、菅官房長官の記者会見で、官房長官が、共謀罪と違うテロ等準備罪というものを準備している、それは従来の法案と全く違う、それから一般の人は該当にならない、こういう発言をしたので、そこまで明確に言うのであれば、これは内容を聞かなきゃいけないということだったわけでありませぬ。

その後、総理も、今度の、政府が言うところのテロ等準備罪は東京オリンピックのために必須とも言えるものだということを繰り返してお話になつていまして、であるならば、その中身を聞かなければいけないということこれまで質疑をしてきたわけでありませぬので、その点は御理解いただきたいと思ひます。

そして、その上で、きょう閣議決定されましたので、今後はより踏み込んで、さまざま聞かせていただきたいと思ひます。

それから、通告のことについていろいろやじが飛んでおりますが、私も、答弁の立場で長くやっていたこともありませぬし、若干でありますけれども政府の中で、国会議員になつてからも答弁の立場に立つことがございました。したがって、その意味からいって、通告というのは、それがあつたことだと思ひます。

だがしかし、やりとりの中で質問がだんだんほかへ派生していくということは当然あり得ることです。通告したことだけにしか答えられないというところであるならば、国会の場が、これはきょうと言ひ方は悪いかもしれませぬけれども、学会会になりかねない、しかも、政府が答弁するシナリオを見せてもらえない学会になりかねないの、そこは、質問が派生していくことは御理解をいただきたいと思ひます。

そこで、何点かお伺いをします。

まず、先ほど井出委員の質問の中で、過去の与党の修正案と今回の閣法の違いは何だというふうな井出委員が問うたわけですが、政府案として提

出していることが違ふというふうにおつしやられました。確かに、それはそのとおりだと思ひます。形式上は、与党の修正案でありませぬし、今回は閣法でありますから、それは違つていゝのは当然だと思ひますが、それ以外に違ひというのはいないでしょうか。

○金田国務大臣 逢坂委員にお答えをいたしますが、その前に、やはり同じことを申し上げざるを得ないことを御容赦いただきたいと思ひます。

通告をいただいておりますので、直ちにたゞいまの部分については、お答えは、また後の機会に、調べてお答えする機会を賜りたい、このように思ひます。

○逢坂委員 閣法であるということ以外に違ひがあるかどうかは後の機会に答弁をするということ、それは了解いたしました。ぜひ、どういゝ違ひがあるか、教えていただきたいと思ひます。

それじゃ、もう一つ、きょうは閣議決定されてからの一回目のやりとりでありますので、初歩的なことを若干聞きたいんですけれども、まず、テロ等準備罪というのは一体何なのかというのを簡潔に説明していただけますか。

○金田国務大臣 簡単に申し上げます。

テロ等準備罪は、組織的犯罪集団の団体の活動として、一定の重大な犯罪を遂行するための組織により行われるものを計画したことに加えて実行準備行為が行われて初めて処罰の対象とするという、テロ等準備罪であります。

○逢坂委員 重大な犯罪の合意、計画、そしてそれに伴う実行準備行為、これがあつて初めて処罰の対象になるのがテロ等準備罪だということに理解をいたしました。

そこで、それじゃ、もう一歩聞きたいんですけれども、大臣、計画それから準備行為、これがあつて処罰の対象になる、これがテロ等準備罪だということは大抵の話でわかるんですが、これはどの時点で検挙できるんでしょうか。計画の段階で検挙できるのか、それとも、準備行為があつて初めて検挙できるのか。

検挙と逮捕は若干違っていますが、検挙は法令用語ではありませんので具体的な定義がないので、多少曖昧な聞き方でありますけれども、一般的に、逮捕よりももうちょっと広い意味合いで検挙の方を使っているのではないかとこのように思いますが、この点はいかがでしょうか。

もし、これもわからなければ、後でまた、後日でも構いません。

○金田国務大臣 テロ等準備罪の成立というものを考えた場合には、組織的犯罪集団が関与する重大な犯罪の計画に加えて実行の準備行為が行われることが成立の要件になるかと思えます。

○逢坂委員 私が聞いたのは、犯罪の成立の要件ではなくて、検挙できるのはどの時点かということとあります。計画の段階で検挙できるのか、それとも、準備行為までいかなければ検挙できないのかということを開いたんです。

○金田国務大臣 テロ等準備罪の嫌疑が認められたときと考えております。

○逢坂委員 テロ等準備罪の嫌疑が認められるというのはどの時点であるのかという質問であります。すなわち、計画をした段階でテロ等準備罪の嫌疑というふうになるのか、あるいは、準備行為まで入った段階で嫌疑になるのか。

この点は、実はこれまでの国会のやりとりの中でも何度も聞いている話でありまして、これは成案が出ないと言えないというふうにおっしゃっておられたので、これは非常に初歩的な問題だというふうに思いますので、大臣、いかがでしょうか。これがもし答えられないとするならば、これはなかなか、私は残念なことだなというふうに言わざるを得ないんですが、いかがでしょうか。

○金田国務大臣 具体的な事案に応じてさまざまなケースがありますので、一概には答えられないと思います。

○逢坂委員 大臣の答弁、それはその言葉をそのまま受けとめたいと思いますが、ということも、これもさっきの話と同じになるんですけど、可能性としては、計画の段階で検挙することも

否定されないということに受けとめられるわけですね。それは絶対あり得ないんだというのなら、それぞれの事案に応じて判断をするという答弁にはならないはずなんです。場合によってはそういうこともあり得るということに理解をしてよろしいでしょうか。

○金田国務大臣 申し上げましたのは、嫌疑が認められた場合には捜査はあり得る、こういうふう

に申し上げたつもりであります。

○逢坂委員 以前に、大臣も御記憶かもしれませんが、私も、予算委員会だっと思えますけれども、私から、合意する行為、今の法案で言うところの計画する行為と準備行為の境目というのは実はなかなかわかりづらいというのが世界でもいろいろ議論されているところだ、だからこれはなかなか大変なんですよね。準備行為を付加したからといって、それが従来よりも、構成要件と言つてよいか処罰要件と言つてよいか今まではっきりしておりませんけれども、それが厳しくなつたかどうかはまだわからないというのが私は二月の予算委員会の段階だったというふうに思っています。そこで、改めてきょう聞いてみるわけであり

ます。

そこで、今までの答弁からしてみますと、明確に計画段階では検挙しないというふうには言わな

い、そして、それぞれ事案に応じて判断をする、嫌疑が出た段階で場合によっては捜査に入る可能性もあるというふうには言っているわけですから、嫌疑が出る段階というのは、改めて、大臣、計画の段階でもあり得る、そういう場合を否定されないというふうでよろしいでしょうか。

○金田国務大臣 御指摘の点につきましては、一概には言うことは難しいと考えています。

○逢坂委員 一概に言うことが難しいというのは、計画段階で捜査に入れるか入れないかということを一概に言うことが難しいという理解でよろしいでしょうか。

○金田国務大臣 どのような段階で捜査に入るかというのはいくつかは難しい、このよう

に申し上げております。

○逢坂委員 きょうの段階では、ということであるならば、計画だけでは国民の皆さんにいろいろ不安があるんだ、だから準備行為を付加したんだということをおっしゃっているわけですが、準備行為を付加した意味、それは全くないとは私は言

いませんが、どの段階で嫌疑が出るのかということとがもし仮に言えないとするならば、仮に準備行為を付加しないときと似たような状況も場合に

よつてはあり得るのではないかとこのことを今のところは推論せざるを得ないんです。ここが非常に曖昧であれば、これは国民の不安というのはなかなか払拭できないのだというふうに思います。

それで、これはまた、きょうは、大臣、またよくお考えいただいて、いい答弁を用意しておいていただければと思います。

それから、次なんです、本当はこの用意したペーパーの中身をやりたいんですけども、きょう閣議決定されたということなものですから、初歩的なことをもう一点。

政府が言うところのテロ等準備罪、我々が言うところの新共謀罪、これの創設の目的は何ですか、あるいは立法事実について教えていただけますか。

○金田国務大臣 私どもからしますとテロ等準備罪、この創設の目的は何かということであろうと思

います。

昨今の国内外のテロ組織による犯罪を含む組織犯罪情勢といったものを考えてみますと、テロを含む組織犯罪を未然に防止する、これと闘うための国際協力を可能とする、そうしたT O C条約を締結することは急務である、このように考えてお

ります。

を整備してT O C条約を締結することによって、テロを含む組織犯罪による重大な結果の発生を未然に防止することが可能になりますとともに、国際的な逃亡犯罪人引き渡しや捜査共助が可能になる、あるいはさらに充実させることができる。そして、情報収集において国際社会と緊密に連携することが可能となる。

こうしたテロを含む組織犯罪を未然に防止して、これと闘うための国際協力を可能とするT O C条約を締結することを目的としまして、テロ等準備罪を創設するものであります。

○逢坂委員 T O C条約の締結が目的であるということとは理解をいたしました。

大臣、改めてありますけれども、以前の議論の中で、このテロ等準備罪、新共謀罪の立法事実は何かということを随分問われていたかと思えます。立法事実については、大臣の頭の中にたくさんあるというふうな発言をしていたかというふう

に思うんですが、立法事実、一つでも構わないんですが、教えていただけますか。

○金田国務大臣 逢坂委員の御質問にお答えします。

三年後に迫りました東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えております。そうした中で、昨今の国内外のテロ組織による犯罪を含む組織犯罪情勢等に鑑みますと、テロを含む組織犯罪を未然に防止する、そして、これと闘うための国際協

力を可能とするT O C条約を締結することは不可欠である、この点が立法事実であります。

そして、T O C条約第五条は、締約国に対し、重大な犯罪を行うことの合意または組織的な犯罪集団への参加の少なくとも一方を、その未遂または既遂とは別に犯罪化することを義務づけております。しかし、現行法上、参加罪は存在をしません。そして、共謀罪、陰謀罪が設けられているのはごく一部の犯罪にすぎないわけでありまして、これに加えて、予備罪は予備行為を処罰するものであつて合意を処罰するものではない上に、相当の危険性がなければ処罰の対象とはならない。

国内法においてT O C条約が創設を求める犯罪

このように、条約と国内法との対比においては、現行法が条約第五条の定める犯罪化義務を満たしていないという事実によりまして、TOC条約を締結するためにテロ等準備罪を新設する必要が有ることは既に示されているものと考えております。

○逢坂委員 きょうの答弁、もう少し、議事録、文字になった段階で精査をさせていただいて、さらに深く議論したいと思いますが、今、大臣、今の日本の現行法規で定められている予備罪は合意を処罰するものになっていないから、合意を処罰する必要があるから今回このテロ等準備罪をやるんだという答弁に聞こえたんですけども、それでよろしいですか。

○金田国務大臣 先ほど申し上げた内容を一部繰り返します。

現行法上、参加罪は存在しない一方、共謀罪、陰謀罪が設けられているのはごく一部の犯罪にすぎない。これに加えて、予備罪は予備行為を処罰するものであって合意を処罰するものではない上に、相当の危険性がなければ予備罪は処罰の対象とはならない。このように申し上げました。

○逢坂委員 そこで、きょう、私、資料を用意しました。ちょっとわけのわからない資料に見えるかもしれませんが、一番上がTOC条約、その次が新共謀罪、これはいわゆる政府が言うところのテロ等準備罪、そして三番目が新共謀罪の対象犯罪ということで書かせていただきました。時間の流れは左から右へ流れていくということでもあります。

TOC条約が求めているのは、合意を処罰するというのは求めているわけですが、オプショナルとして推進行為はつけていいですよ。国内法的事情によっては、オプショナルとして推進行為をつけていい。このTOC条約が言うところのオプショナルの推進行為というのは、政府が言うところの事前の準備行為というふうに理解をしております。

新共謀罪は、合意のところでは必ずしも検挙しないのか、きょうの段階では明らかではないの

ありませんけれども、私は、とりあえず合意の段階では検挙しないということこの表をつくらせていただきました。

そして、さらに加えて、それじゃ今度、二百七十七ですか、対象になる犯罪がある。対象になる犯罪、下の方から見ていただきたいんですが、最も多いのは多分既遂、実際に犯罪行為をやらないと処罰にならないよというのが一番多い類型だろうと思います。だから、未遂も予備もないわけですね。それから、未遂があつて予備がないというのもあるかと思えます。詐欺罪なんかはそれに当たるんだというふうに思います。それから、未遂も予備もあるというのがある。組織的な殺人罪というのは、予備もあり未遂もあり、そして実際に行為を行つたらやるといふことなんだと思えます。

そこで、大臣が先ほどの答弁の中で、現行の予備罪というのは、合意を処罰するものではないと同時に、相当の危険性がなければ処罰できないんだ、だから今回、政府が言うところのテロ等準備罪を創設するんだということをおっしゃったわけですが、私、ここで非常に気になるんですが、相当の危険性がなくてもこれは処罰するんだということよろしいんですか。

○金田国務大臣 テロ等準備罪と現行法上の予備罪との、その処罰範囲のお尋ねかな、こういうふうにご考慮しております、比較をします。

現行法の予備罪というのは、予備行為の危険性自体に着目する。予備そのものに危険性というものが客観的に相当の危険性を備えたものであることを要する、実務上の裁判例でそのように示されておりますし、相当の危険性を備えたものであることを要すると解されております。

他方、テロ等準備罪は、組織的犯罪集団の団体の活動として、一定の重大な犯罪を実行するための組織により行われるものを計画したことに加えて実行準備行為が行われて初めて処罰の対象とするものである。したがって、実行準備行為は、計

画とは別の行為であつて、計画に基づいて行われる、計画した犯罪を実行するための準備行為をいうわけで、テロ等準備罪は、計画と実行準備行為について、総体として危険性の高い行為であることを根拠として処罰するものであるということでもあります。

○逢坂委員 それでは大臣、以前に政府が立法事実の三類型というふうに出されたものの中でハイジャック事案がございましたね。ハイジャックを計画する、そして、自分たちが搭乗するあるいは狙っている飛行機の航空券を購入しに行く。航空券を購入しに行くのは予備行為である。でも、これは、予備行為だけでは危険性というのではないわけですね。航空券を買いに行くだけでは危険だということ、それはハイジャックをしようとする意図とセットになって、それが危ういということになるわけですね。

そして、以前の答弁の中で大臣は、立法事実として、これが予備罪に当たらないんだというふうにおっしゃっていたけれども、後に、それは予備罪に当たるケースもあるというところをお認めになったことは大臣も理解されていますよね。全くこれが予備罪に100%当たらないというものではないということ、大臣もおっしゃっていたかと思うんです。

そうなりますと、私はここがわからないんですよ、政府が言うところのテロ等準備罪と、今、現行法にある予備罪と何が違うのかというところがわからないんです、私は。ここをやはり国民にわかりやすく説明する必要があると思うのは、どこが違っているのか。大臣、いかがですか。

○金田国務大臣 委員のお尋ねにお答えするとすれば、テロ等準備罪というのは、もちろん組織的犯罪集団であること、そして、計画行為に加えて実行準備行為が行われた場合に初めて処罰の対象とするものであるということでもあります。

したがって、実行準備行為が行われた場合に検挙または逮捕可能、処罰可能ということになるの

であろうというふうに考えておりました、それは先ほど申し上げましたとおり、そのものについての危険性を問われる予備罪と、それから、総体として危険性の高い行為である、まあ、計画に基づいて、計画をした犯罪を実行するための準備行為、そういうものを、総体として危険性の高い行為であることを根拠として処罰するテロ等準備罪との違いということで御理解をいただきたいと思

○逢坂委員 私にはやはり今のお話ではよく理解できませんので、後で、これも文字を見て、どういう答弁をされているかを確認させていただきますかと思

私の法的な理解力の課題もあるんだとは思いますが、私の法的な理解力の課題もあるんだとは思いますが、私の法的な理解力の課題もあるんだとは思いますが、私の法的な理解力の課題もあるんだとは思

そこで、最後なんです、私、これはすごくはらはらして見ているんですが、私が用意したペーパーの一番最後なんです。

今回のテロ等準備罪、新共謀罪がもし成立するということになりますと、今まで実際に犯罪行為を行わなければ処罰されなかったものが、一足飛びに未遂も処罰される、予備も処罰されるということになってしまふんです。しかも、予備以上の範囲も、多分今までの答弁からすると処罰の対象になっていくことになると思

いや、これが政府の意図なんだ、趣旨なんだと

いうことは、法案を出しているから多分そうなんだと私は思うんですが、今まで未遂もないんですよ、予備もないんですよ。その予備や未遂だけでも相当個別の犯罪について議論があるのに、それを一足飛びに、未遂も予備も十分に議論もしないで、新共謀罪でいけば一気にそれは犯罪の対象になり得る、これは本当に大丈夫なのかという気がするんです。

特に、刑法の原則、謙抑的であるべきだと、それを一気に飛び越えるような気がするんですけど、でも、多分きょうはもう議論の時間がないので、問題提起だけになろうと思えますけれども、大臣、ここところは何かがお考えですか。これは、処罰の間際ということで明確に質問通告もしておりますので、多分、明確な御答弁をお考えになっていらっしゃるかと期待はしているんですけども、いかがですか。

○金田国務大臣 テロ等準備罪、これは何度も申し上げているように、組織的犯罪集団が関与する一定の重大な犯罪の計画に加えて実行準備行為が行われた場合に処罰される。そして、組織的犯罪集団とは、構成員らの結合関係の基礎としての共同の目的が一定の重大な犯罪を実行することにある団体をいう。

このような、組織的犯罪集団が関与して一定の重大な犯罪の計画に加えて実行準備行為が行われた場合は、その計画した犯罪が実行される可能性が高いということ、その上、一たび実行されると重大な結果や莫大な不正利益を生ずることが多く、特に悪質で違法性が高く、未然防止の必要性が高いことから、未遂罪や予備罪が処罰されない犯罪類型であっても、テロ等準備罪として処罰するものとするのが適当であるという考え方を申し上げておきたいと思えます。

この点、テロ等準備罪は、単独で未遂行為や予備行為が行われた場合よりも悪質性や違法性が高く、実行着手前の段階であっても処罰する必要性が高い場合があると認められるわけでありまして、御指摘については問題はない、このように考

えている次第であります。

○逢坂委員 悪質で重大性が高い犯罪であるから未然に防止をする必要がある、一般論としてはわからなくもないんですけども、でも、刑法の原則を大幅に超えているということだけは大臣には御理解いただきたい。そういう判断をしているのではないかとこのことを指摘させていただいて、終わりたいと思えます。

○鈴木委員 次は、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。政府は、きょうの閣議で共謀罪法案を閣議決定いたしました。断固抗議するとともに、撤回を厳しく、強く求めたいと思えます。

私は北陸信越ブロックから選んでいただいているわけですが、例えば長野県では、須坂市、千曲市、御代田町、栄村など県内十四市町村で、議会がこの共謀罪に反対する意見書を相次いで可決しております。また、新潟市、新潟県の柏崎市などでも同様の意見書が採択されておりますし、長野県、新潟県、福井県、金沢弁護士会、各県の弁護士会もこの共謀罪に反対する意見書を採択しております。

この共謀罪法案は、過去三回国会に提出されましたが、三回とも世論と運動の力で廃案に追い込まれました。今回も、世論と運動、この力で必ず廃案に追い込んでいきたいと思っております。

金田大臣は、この間、私が共謀罪を質問するたびに、成案が出たら十分にしっかり説明すると御答弁をいただいております。その成案が出たら先ほど答弁されましたので、お聞きをさせていただきます。

先ほど階委員の質問に対しては、六条の二第一項の条文を読み上げられまして、そこには、「テロリズム集団その他」という文言がありました。

ここでお聞きしたいんですけども、今回の法案の目的、いわゆる第一条にこのテロリズムという文言が入っているんでしょうか、大臣。

○金田国務大臣 お答えします。

一条の目的には入っていないかと思えます。

○藤野委員 一条の目的には、法案の目的にはテロリズムという文言が入っていないということでもあります。

これはなぜなのか。私は、この法案がTOCC条約の担保法である、その大もとのTOCC条約の性質、そしてそれを担保するという法案の性質から見れば、テロリズムという文言が入らなかったのはある意味で当然だということに思えます。

このTOCC条約は、九・一一テロの前に採択をされて、もともとテロ防止を目的とする条約ではなかった。九・一一を受けまして、テロとの関連性というのが意識をされる。私も、テロと条約の関連性そのものについては認識をしております。国連総会の決議なども読ませていただきました。しかし、関連性があるということ、その条約がテロ防止を目的とするものなのかというのは、これはやはり全然別なわけですね。

国連は、テロ防止条約というのを明確に分類しております。二月十七日の予算委員会でも私も聞いておりますが、十四本、テロ防止条約だと国連は定めて発表している。この十四本の中にTOCC条約は入るのかと私は予算委員会で聞きましたら、外務副大臣も入らないと明確に答弁されました。

つまり、国連は、いろいろ議論の結果、この条約、それこそ起草時では、審議されているときにはテロとの関連も議論されましたが、結局、テロ防止条約とはせずに、それとは明確に区別してこれを採択した。つまり、TOCC条約はもともとテロ防止ではなかったわけですから、条約の定義にもテロという文言が入っておりませんし、二〇〇五年の審議のとき、当時の南野法務大臣も純粋なテロは含まないということを答弁されているわけでもあります。

そこで大臣にお聞きしたいんですけども、TOCC条約というのは、もともとそういうテロを防止するものじゃなかった。今回の共謀罪法案はそれを担保するものだ、だから、テロという文言が入っていないか、法案の目的に入っていない、こうい

う理解でいいですか。

○金田国務大臣 ただいまの御質問にお答えします。

きょう私が別の委員の方への答弁でも申し上げたんですが、国際的な組織犯罪とテロ活動との間には強い関連性がある。そして、TOCC条約については、起草段階からテロ活動を対象に議論が行われてきているということ、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止するための枠組みである。このように承知をしておるわけでありまして。

○藤野委員 いや、ですから、私も、関連性も認識しておりますし、起草当時の議論もずっと研究してきました。しかし、その議論の結果、明確にテロとは区別して国連はこの条約を採択したということなんです。

ですから、私は、今回の法案の目的にテロリズムという文言が入っていないというのは、ある意味、この条約を正確に反映している。逆に言えば、それをあたかもテロ対策だ、テロ対策だということとずっと宣伝してきた、にもかかわらず、目的にも入っていない。これはやはり、テロ対策というのが本場に法案を通すための口実だったということを政府自身が示しているというふうに思えます。

そこで、テロリズム集団ということをとこの間ずっと私、聞いているわけですが、三月八日の当委員会でお聞きしたときに、大臣は、テロの中には現実に想定されるものとそうでないものがある、成案を得た後に説明すると答弁されました。改めてお聞きするんですけども、テロの中には現実に想定されるものとそうでないものがある、これはどういう意味なんですか。

○金田国務大臣 委員御指摘のとおり、想定されるものと想定されないものがあるかと思えます。

○藤野委員 その意味を聞いていたんですけども、

○金田国務大臣 現実的に想定されるものと想定されたいものがあるのではないかとこのことでありまして。

○藤野委員 では、その区別の基準は何なんだろうか。

○金田国務大臣 国内外の諸情勢を踏まえた可能性ではないかと思えます。

○藤野委員 ちよつとよくわからないんですが、では、ちよつと別の角度から聞きます。今度、対象犯罪の数を絞り込んだということであり、この絞り込む際の基準は何なんだろうか。

○金田国務大臣 委員にお願いをしたいんですが、具体的な通告がなかったものですから、少しお時間をいただかざるを得ないことは御理解いただきたいと思えます。

○藤野委員 では、テロの方に戻りますけれども、要するに、現実的に想定されるものと想定されないテロの基準が可能性ということになりますと、この区別はどういうふうにされるわけですか。可能性とおっしゃいましたが、もう少し御答弁ください。

○金田国務大臣 ただいまの委員の御指摘については、国内外の諸情勢を踏まえて、現実的な蓋然性といえますか、そういうものを申し上げているつもりであります。

○藤野委員 ちよつとよくわからないんですが、これはまた今後聞いていきたいと思うんですが、二〇〇五年の南野法務大臣の答弁では、純粋なテロは含まないと明確に答弁されておりましたが、それが、では可能性があるものは含むのかどうなのか、要するに、答弁を変えられるのかということにかかわってくる問題ですので、これはちよつと引き続きお聞きをしていきたいというふうに思っています。

きょうは、資料もお配りしていただいているんですが、先ほど来議論になっておりますけれども、共謀罪の創設というのは、捜査のあり方を大きく変質させるというふうに思っております。

具体的には、犯罪の実行行為あるいは予備行為や結果の発生以前にも捜査権が発動されるということになってきます。実行行為の前やあるいは結果発生前に行われる捜査の一つとして、いわゆる

GPS、グローバルポジショニングシステムによる捜査があると認識しております。こうした捜査方法が、一定のケースで、限定されたケースで有用性があることは私も認識しておりますが、しかし、警察は、これを任意捜査だというふうにして運用をすつとやっております。

このGPS捜査についての初めての司法の判断が、今月十五日、最高裁で下されました。これはちよつと時間の関係でこちらから紹介させていただきますと、GPS捜査は令状が必要な強制捜査に該当する、現行法で定める令状を適用することは疑義がある、そこで、やはり新たな立法が望ましい、こういった中身でありました。

ポイントは、捜査の大原則である令状主義を定めた憲法三十五条との関係だと私は今感じております。これまでより踏み込んだ判断を最高裁がしたと。

配付資料を見ていただきますと、一枚目に、黄色い線でお示しているところですが、「憲法三十五条は、「住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利」を規定しているところ、この規定の保障対象には、「住居、書類及び所持品」に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれるものと解するのが相当である。」、こういう判示であります。これは、最高裁が憲法上の権利として、住居、書類及び所持品に準ずる私的領域に侵入されない権利というものを初めて認めたということになると思っております。

改めて、私は、共謀罪の捜査、それとGPSと似ているところがあるというふうにお考えしております。どちらも、犯罪の実行行為が行われる前やあるいは結果の発生前に、あるいは犯罪を犯しそうだ、前科がある、こういったようなことで怪しいと警察がらんだ人物や集団を対象に捜査が行われるという点であります。

大臣にお聞きしたいんですが、共謀罪の捜査でも、この最高裁判決が言っております私的領域に侵入されることのない権利、この権利侵害の有無

が問題になってくる、こういう認識で、大臣、よろしいでしょうか。

○金田国務大臣 捜査のあり方というものについては、個別具体的な事案に応じてさまざまでありまして、一概にお答えをすることは難しいのであります。テロ等準備罪の捜査につきましても、現在行われております他の犯罪と同様の方法で、刑事訴訟法の規定に従って必要かつ適正な捜査を行っていくことになろう、このように考えている次第であります。

○藤野委員 いや、ですから、他の犯罪と同じかどうかは別として、その捜査の過程で、今回の最高裁が指摘したような私的領域に侵入されることのない権利との衝突が問題になってくる、こういう認識でよろしいですかという質問です。

○金田国務大臣 捜査機関におきましては、この判決を踏まえて、適正な捜査というものを心がけていくものと受けております。

○藤野委員 質問にお答えにならないんですが、適正な捜査とおっしゃいますけれども、このGPSをめぐって何が問題になってきたか。

これは、最高裁が指摘するように、プライバシーを著しく侵害するおそれがある捜査方法なわけです。ところが、令状も要らない、任意捜査だと位置づけて、つまり裁判所のチェックもない。野放し状態です。

これまで全国でGPS捜査をどれだけ実施されたのか、データがあるのかとお聞きしましたら、ないと。裁判でどれだけ証拠として使われたのかというの、データもない。つまり、基本的な統計データすらもないと。まさに警察が恣意的に運用してきたというのが今までの実態であります。

恣意的に運用してきたところか、警察はそれを隠すルールまで実際につくっていたということですか。

配付資料の二枚目、見ていただければと思っております。

これは警察庁が二〇〇六年に作成をした移動追

跡装置運用要領というもので、いわゆるGPS捜査のマニュアルであります。ちよつと小さくて恐縮なんです。左側が、私たちに以前に出してきただけです。黒塗りが多いものなんです。私たちがこれは何が書いてあるんだということをやつと求め続けて、ようやく一部明らかにしたのが右側の黄色い部分であります。

警察庁にお聞きしますが、この要領のうち、五番目、配付資料でいうと三枚目の「五 保秘の徹底」というところ、ここには何と書いてあるんでしょうか。

○高木政府参考人 お尋ねの要領の保秘の部分につきましては、「移動追跡装置を使用した捜査の具体的な実施状況等については、文書管理等を含め保秘を徹底するものとし、特に次の事項に留意する。」としておりまして、「被疑者等の取調べでは、移動追跡装置を用いたことを明らかにしない」、「捜査書類には、移動追跡装置の使用した捜査を実施したことを公にしない」、このように規定をしております。

○藤野委員 つまり、このGPS捜査をやつたとしても、被疑者の取り調べでそれを使ったことは明らかにしない、被疑者に教えない、捜査書類にはそのことを書かない、事件広報の際にも公にしないということ、言うな、残すな、知らせるな、まさに運用そのものを知らせない。事実上隠蔽を全国の警察にこういう要領という形で指示をされたというのが実態なわけです。

しかも、こういうことを、私たちが何が書いてあるのかと聞いても、この左側にあるように、黒く塗って、国会議員にも教えない、見せない。黒塗りというのがつい最近まで続いてきた。ですから、弁護士などから、GPS捜査はどう運用されているのか、問題なんじゃないかと言われますと、いや、こういう要領をつくっていますから大丈夫ですと言いますが、その要領を見せると言ったら黒塗りのものが出てくるということで、本当に闇

の中というような中でGPS捜査が行われてき

た。それに対して、今回、最高裁が厳しい審判を下した、こういうことであります。

配付資料の三を見ていただきますと、警察庁が今回の最高裁判決を受けて出された通達などですけれども、ここにはいろいろ書いてあって、「各都道府県警察にあつては、本判決を踏まえ、検証として行うものを含め、同装置を取り付けて捜査対象車両の位置情報を取得する捜査を控えられない」と、「控えられない」という言葉があるわけでありませう。

警察庁にお聞きしたいんですが、「控えられない」とあるだけで現場は本当に控えているのでしょうか。

○高木政府参考人 こうした捜査を実施しないようにという趣旨でありまして、その趣旨を徹底してまいる所存でございます。

○藤野委員 しかし、今でもこうやって保秘の徹底ということをやつてきたわけですね。今回、控えるように周知すると言いますが、控えるようになる担保というのを何か制度としてつくられるのでしょうか。

○高木政府参考人 警察庁から各県警察に対して、徹底した指導を行つてまいりたいと考えております。

○藤野委員 いや、ですから、担保する制度はなくて単に徹底するというのでは、現状がまさに恣意的運用そのものなわけで、しかも、それを隠すといいますが、教えない、記載しない、公にしないという運用がずっとやられてきて、それが「控えられない」というだけで改まるという方が私はおかしいというふうに思うんですね。

しっかりとこれは最高裁判決を受けとめて、制度的にも担保する仕組みをつくつていただきたいと思いますが、警察庁、いかがですか。

○高木政府参考人 最高裁判所判決を受けて、当該捜査を実施しないようにといったことを指示しているところでございます。都道府県警察は警察庁の指揮監督を受けて活動いたしますので、そのような指導をさらに徹底してまいりたいと考えております。

○藤野委員 やはりそれでは何の担保にもならないというふうに思います。

現在、警察はGPS捜査をしているかどうかを警察にも知らせないわけですね。ですから、裁判で弁護側から反証を出されて検察官がびっくりするというケースまで生まれているわけで、そういう点では、チェックする仕組みがないもど今ずっと来ている。それをさらにつくらずに、ただ単に周知というだけではやはり今の問題点は改善されない、これは絶対使わないということを保つていく仕組みが必要だということを指摘したいと思ひます。

そして、大臣、今GPSのことをずっと見てきたわけですが、結局、警察は任意捜査という名のもとにあらゆることをやっていると見ております。GPSもその一つなわけですが、これ以外にも、いわゆる任意捜査の名のもとにさまざまな事件が起きております。

昨年の参議院選挙の前には、大分県警別府署で、ある建物の中を、これは別府の地区労働福祉会館の敷地にカメラを設置して、出入りしている人の敷地にカメラを付けて、出入りしている人、当然一般の方も含めてですけれども、隠し撮りをされているということが行われて、これについては、県警自身も必要性も相当性もなかったということも認めております。

ところが、大臣、警察庁は、この事件の後、反省してこういうことをやめるどころか、令状なしの盗撮を公認するような通達を、六月に事件が起きて、八月に早々と出しているわけでありませう。

さらには、もつとさかのぼりますと、二〇一三年には、警察庁は、都内在住のイスラム教徒約四万人を対象に監視と情報収集を行つておりまして、しかも、それに基づいていわゆる身上調査のやり方なりスト、これにはひげの色とかまで書かれていますというところであり、誰と会ったとか交友先も書かれています。当然、日本人も含まれております。

そういう点で、枚挙にいとまがないわけですが、まさに、大臣、こういう任意捜査が横行している

現状として行われているというもど共謀罪というものが仮にできたら、最高裁が指摘するような私的領域に侵入されない権利というのがますます多岐侵害されてしまふ、こういうことになるんじゃないですか。

○金田国務大臣 委員の御指摘を伺つております。一般に、捜査は適正に行われているものと承知してしております。

今般、最高裁におきましてGPS発信装置を使った捜査は強制捜査であるとの判断が示されたことから、捜査機関はこれを踏まえて適切に対応していくものと承知してしております。

我が国におきましては、裁判所による審査が機能してございまして、捜査機関による恣意的な運用ができない仕組みとなっております。また、捜査機関内部におきまして監督の仕組みや民事上の国家賠償制度など、事後救済制度が充実してございませう。それが捜査機関の権限濫用を抑止する機能も果たしているのではないかと、このように考えております。

したがつて、御懸念のような問題は生じないものと考えておる次第であります。

○藤野委員 もう終わりますが、私が聞いたのは任意捜査の問題でありまして、令状のチェックなどというのは別の世界であります。

この共謀罪は、GPS捜査と同じく実行着手前や結果発生前の捜査ということでありませうから、今後も厳しくこの問題を指摘していきたいと思ひます。

終ります。

○鈴木委員長 次に、松浪健太君。

でも、なかなかこれは政局の色を随分帯びまして、先ほども、私も理事会にかかわる者ですけれども、通告があつた、なかつたという話なんです。先般、大臣所信のときも申し上げましたけれども、やはり通告というのは、ある程度の具体性というものがあるべきではないかと、そうでないと議論はなかなか深まらないんじゃないかと、先ほど、我々も、与党じゃないのか、野党じゃないのか、ユ党なのかと維新も言われませうけれども、先ほど階先生とそういうことをお話ししたら、うん、やはりそうかな。維新の言うことは少しは聞いてくれそうな雰囲気ですので、逢坂先生、また後で理事会で、ある程度の項目ぐらいは立てて、先ほどの今まで答えていないものについて答えるみたいな感じの内容でしたので、そうしたこと、委員長、また建設的な議論のために、後刻、理事会で御協議いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○松浪委員 ありがとうございます。

それでは、具体的に質疑に入りますけれども、我が党の方ではこれについていろいろ意見があります。特にテロの問題では、可視化ということも重要な論点になるのじゃないか。当然、昨年の刑法の改正から、可視化も今試行段階で進んでいるということもわかりながら質問もさせていた

だくんですが。

その前に、これは別に通告していませんけれども、先ほどから藤野議員の立法事実の話がありました。私自身も、これは何と呼べばいいのか。十年前、私は自民党の理事として平岡理事と大塚対立をして、そのころには条約刑法と言つていた、条約刑法というのは大変、今でも十分筋の通つた言い方だな。これがテロ等準備罪とか、ごちゃごちゃなるから、先ほどの話のようになると思ひます。

これはどなたでもないんですが、前法案の前提となつた法制審議会の議論では、これは個別の立法事実ではなく、条約締結が提案理由となつてい

ことを明示していたと思うんですけども、そういう解釈でよろしいんでしょうか。これは別に通告してないので、副大臣、政務官でも結構ですし、局長でもいいですけれども。

○林政府参考人 かつての組織的犯罪の共謀罪というものについての立法事実等についての考え方につきましても、やはりそれは、まずは直接的には、この国際組織犯罪防止条約を締結すること、そこに掲げられている義務を履行すること、その犯罪化を行うこと、これを直接的な立法事実としておりました。(松浪委員「法制審議会との関係ですよ」と呼ぶ)はい。

その上で、国内においても、この国際組織犯罪防止条約の履行の中での犯罪化を通じて組織犯罪の未然防止というものが図られる、このことを申し上げていたと記憶しております。

○松浪委員 テロ等準備罪という点、やはりこれは立法事実という点においては、先ほどの議論にもありました、テロという言葉がなかった、それはある種の筋の通った話だったんじゃないかな。これは、もともとは条約自体がイタリアのファルコーネ判事がマフィアに殺されたことに端を発しているということからも、私も刑法の謙抑性は重要視されなければならないと思うんです。

そのかわりに、やはり今国民の皆さんの不安がどんどん出ている。こうしたものは、やはり国民のイメージとか理解は大事だと思えますよ。先ほどの井出議員の共謀罪の資料、非常にわかりやすいなど。共謀罪、当初予定していた七百弱から半分以下になりましたが、一般の人も対象犯罪となるという聞き方を毎日とする、一方で、NHKが、法整備が、テロ等準備罪を新設する法案とやれば、これは聞き方によって、見ると、賛成三〇、反対四一、賛成四五、反対一一と逆転するわけですから、国民の皆さんにこうした表層的なものを問うと、問い方でこれは問題になると思うんです。ですから、安心感をどういうふうに持っていたかかというの、私、非常に重要な論点だと思います。

そうした中で、これを我が党の中でもまだ決めたわけでもありませんけれども、可視化という一つの論点だとは思っています。そして、この可視化については、昨年の刑法の改正でも、暴力団については除外をします。自分の親分、それから親分と言ったんですけれども、その力関係で、おまえが最初に吐いたのかということを見られると証言がしづらめというところで、暴力団が挙げられているんです。これはテロ組織も私一緒だと思わなければならない、可視化について、暴力団を除外してテロ組織を除外していいということとは、これは整合性はいいかあるのかということをお伺いしたいと思います。

○林政府参考人 改正刑事訴訟法におきまして、対象事件につきまして取り調べの録音、録画を義務づけるという制度の中で、一定の例外事由というのを設けました。幾つかの例外事由があるわけですが、委員御指摘のとおり、その中で、指定暴力団の構成員による犯罪に係る取り調べである場合、これが一律にその例外事由に当たるといって形にされております。

なお、そうしますと、テロ組織の者による犯罪、これが対象事件であった場合には、この例外事由には当たらないということになります。

このように、指定暴力団の犯罪についてだけ一律の例外事由としたのは、やはり例外事由というのを設ける場合には、原則としてまず義務づけがかかっておりまして、それを個々の取り調べの中で例外事由として除外していく、義務を排除していく。こういったことになりまして、取り調べをするときに的確にそれが判断できなくてはなりません。そうしますと、法律上、指定暴力団についてはこのような指定制度がございまして、的確にその範囲を画することができるわけがございまして、テロリズム集団、テロ組織となりまして、そういった指定制度がございませんで、これをこの例外事由の中で掲げることができない。

こういったことから、このように、指定暴力団というものについてだけ一律に例外事由としたものでございます。

○松浪委員 国民の理解、国民の安心が一番重要だと思っておりますので、この点については今後の法案の議論の中でしっかりと挙げさせていただきたいと思っております。

次の質問に行きますけれども、組織的犯罪防止条約の批准に向けては、国連が二〇〇四年に立法ガイドをつくっているわけがあります。先ほどの階さんじゃないですけども、これを読んでくれと言ったあれなんです、ちよつと外務省、この立法ガイド、パラグラフ五十一、今すぐ、ざつと、早くで読み上げられますか。それではお願いします。

○水嶋政府参考人 読み上げさせていただきます。

立法ガイド、パラグラフ五十一です。

本条約は、世界的な対応の必要性を満たし、犯罪集団への参加の行為の効果的な犯罪化を確保することを目的としている。本条約第五条は、上記に同等のものとして引用されている犯罪化に対する二つの主要なアプローチを認めている。第五条1(a)(i)及び1(a)(ii)の二つの選択的なオプションは、このように、幾つかの国には共謀の法律があり、他方、他の国には犯罪の結社(犯罪者の結社)の法律があるという事実を反映して設けられたものである。これらのオプションは、関連する法的概念を有していない国において、共謀または犯罪の結社の概念のいずれかについてはその概念の導入を求めなくとも、組織的な犯罪集団に対する効果的な措置をとることを可能とするものである。また、第五条は、他の方法により、組織的な犯罪集団によって行われた重大な犯罪を補助し及び援助する者も対象としている。

以上でございます。

○松浪委員 私も、このテロ等準備罪、正面から反対するものじゃないんですけども、これを文面どおり見れば、共謀罪がない国、参加罪がない国でも、こうした法的概念を持たない国が共謀罪及び結社罪のいずれの制度も導入することなしに

第三のオプションがあると書いてあるものであって、これは抑制的に考えれば、穴埋めをすれば共謀罪、参加罪は必要ありませんよと書いてあるようにしか僕は読めないと思うんですけども、これがどうして両方が要するというふうに解釈するのか、短く伺いたいと思います。

○水嶋政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほどの立法ガイドパラグラフ五十一でございますが、これは、重大な犯罪の合意または組織的な犯罪集団の活動への参加の少なくとも一方を犯罪とすることを明確に義務づけております条約の第五条1(a)の規定を前提としたものでございます。

すなわち、この記載は、重大な犯罪の合意罪という法的概念を有していない国がもう一方の参加罪を選択した場合に重大な犯罪の合意罪を導入する必要はない、また、参加罪という法的概念を有していない国が重大な犯罪の合意罪の方を選択した場合にもう一方の参加罪を導入する必要はない、こういうことを明示的に確認したものにすぎないということでございます。

なお、念のため、この立法ガイドを作成いたしました国際連合薬物犯罪事務所、UNODCにもこのパラグラフ五十一の趣旨について確認いたしました。UNODCからは、同パラグラフは、重大な犯罪の合意または組織的な犯罪集団の活動への参加のいずれも犯罪化しなくてよいということの意味するものではないという回答を得ております。

○松浪委員 今の議論を見て、これが筋が通っているなどにはなかなか理解できる方もいらっしゃると思いますが、これについても、またこれからの議論の中で明らかにしたいと思っております。テロ等準備罪関係についてはここまでにして。

先般から、ハーグ条約の件ではいろいろな質問をさせていただいていますが、きょうは一枚、二月二十八日の新聞を用意しました。

前回の法務委員会での質疑で、子供のころの記

憶がいかにせ記憶につけかえることができるのかという点、そしてまた、私は、ハイダーの認知的バランス理論という事で、大人でも三人いれば、二人の関係が悪くなれば、こっちの上司がふだん近かつたらその上司の方へ行く、親でも、父親、母親どちらかの方にいけば、その父母の関係が壊れると自分と近い方に行くというのは、この理論的、心理学的なアプローチからすれば当然だと思ふんですが、行き過ぎた例はやはりいかなるものかと思ひます。

特に、この例は調停から審判に移っている例ですけれども、「お父さんと会うのはイヤ。毎月百万円くれるなら会つてもいい」と言うようなこの八歳の女の子、こんなことを言う子供というのは、大臣、これは正常な子供ですか。

○金田国務大臣 ちよつと今この新聞を拝見して、まだ十分に読み切つておりませんけれども、本間に委員の御指摘はわかるような気がいたしました。

○松浪委員 さらに、これは審判中でありまして、当然ながら弁護士が介在している。この文章も当然弁護士が見ているわけでありまして。

弁護士を介在していた井野政務官に伺いましょうか。こういう弁護士が、これでも有利だと思つてこんなものを出してくる弁護士というのは、弁護士の立場からいかなるわけですかね。

○井野大臣政務官 それぞれの事件、依頼者は個別の事情があるのかと思ひますけれども、私個人の経験では、このような書面を出した経験はございません。

○松浪委員 こういう書面を出す弁護士であれ、今、政務官でいていただきたくはないなと思ふわけではありますけれども。

これは笑ひ事ではなくて、当然この弁護士も、こうすることが日本の審判の上では少なくとも自分らが不利ではないと考へて行動している。こういうことが私はまかり通つてはならぬというふうに通らぬと思ひます。こういうことがまかり通らないためには、どういふことをしていけばいい

かということをやはり考へないといけないうんです。ね。

前回もちよつと触れましたが、日本の場合は、DVは絶対にあつてはならないと僕も思ひます。しかしながら、これはDV冤罪みたいなので随分会えない人も多いわけですし、このケースも、この御主人が本当のことを言っているのだから、娘と引き離される前日までは同じ布団で並んで寝ていた、こんなのを本当に娘が言っているのかなど。洗脳されている可能性もあるし、うその可能性もあるということをおつしやるわけですけれども、これはどういふことでも本当でもないんですよ。

では、海外ではどういふことになっているのかなど。それぞれの国にもよりますけれども、私が伺つたところ、どう見ても、こういうケース、子供が言っているケースというのは尋常じゃありません。普通の子じゃない、何かおかしいと普通だつたら感じると。であれば、海外では、こうした、おかしいな、この子はちよつと洗脳されているな、余りに恣意的な感情があるなという場合は、その子を引き離して、父でも母でもない、更生施設でしばらくクールダウンさせたりとかいふようなシステムがあると聞いたことがありますけれども、法務省の方、そうしたものを調べたことがございますか。

○小川政府参考人 お答えいたします。海外において、どのような頻度あるいは基準あるいは手法で面会交流が行われているかの詳細については私も承知していませんが、面会交流の頻度については一定の調査もございまして、一カ月に複数回の面会交流が実施され、また宿泊つきに面会交流も相当程度行われているなど、頻繁に面会交流が行われている国もあるものと承知しております。

○松浪委員 北欧の進んでいる国では三つ家があつて、子供が住んでいる家に、お父さん、お母さんがそれぞれ半々ずつ通つていふような、半数ぐらしかかわるような、これは非常に特殊な例かと思ひますけれども、少なくとも百日交流すると

か頻繁に、共同親権という面もあるけれども、こういうことはあると思ふんです。

しかしながら、例えばDVの定義もいろいろあります。面会DVといつて、お父さんとお母さんが子供の前で争う、これも一種のDVだとされるわけですが、これも、これを理由に子供と会わせないといふようなことは、基準として今日本ではあり得るのでしょうか。それとも、面会DVは、子供と会わせない理由にはなるのか、ならないのか。これはちよつと、ここまで細かくはあれですけれども、わかる範囲で。

○小川政府参考人 運用の詳細については、私ども全て承知しているわけではございませんが、いわゆる面会でのDVといふことは、一種の児童虐待という評価を受ける可能性もございまして、その点については、面会交流を認めない例もあるように伺つております。

○松浪委員 直接子供に危害を加えない限りは、これは親の関係で、それは望ましいことではないけれども、やはり面会交流とは一線を引かないといけないうん。だから、海外事例をいろいろ調べていただきたいんです。

例えば、こういう面会DV、余りDVとは言いたくないですけれども、親の言い争いを子供の前でやつた場合とかは、もしそういうふうなDVのおそれがあるというんだつたら、この場合は監視つきに面会交流にするとか、そういうんだらかな段階というか、ある程度の基準というのは私は目に見えてしかるべしだし、当然、法務省もこういうことを、海外の事例、今ももう国際性が法には問われていて、ハーグ条約はだからこうやつて国際問題になつて、大変な報道が各国でなされていくわけですから、やはり法務省はそれぐらいのこととはすべきだと思ふんですけれども、そういう海外事例から見ると、こういう基準をつくるという方向性についてはいかがなんでしょうか。

特に、今、超党派で親子断絶議論が親子断絶防止法をつくつていられるわけです。この中で、今、中

のを後で無理やり入れてきていられるんですね。これはもう絶対取らないといけないうん。僕自身は思つていられるんです。子供にそんなのを選ばせて、お父さんの方がいい、お母さんがいいつて、そんなのを選ばすこと自体が、この百万円くれたらいいぐらにナンセンスな話です。

こういうことが今後、今、議員立法とはいへ、法律で組上に、もう今国会か来国会かと言われているんですから、こういうところをもうちよつと早急に調べて類型化をしていただかせんではいけません。

○小川政府参考人 お答えいたします。家庭裁判所の運用の問題ということになるかと思ひますが、親権者の指定といった、親権に関する審判などをする場合には、個別の事案に応じて、子の陳述を聴取したり、家庭裁判所調査官の面談による調査を実施したりして、適切な方法により子の意思を把握していると承知しております。また、家事事件手続法には、一定の基準について、例えばある特定の審判については十五歳以上の者については聴取しなければならぬという規定を設けるなど、適正な運用を図るよう努力しているというふうな理解しております。

ただ、やはり諸外国の事例ということになりますと一定の調査も必要かと思ひますので、御指摘ありましたような諸外国の事例の調査については、どのような調査が考えられるかも含めて、検討してまいりたいというふうな考へております。

○松浪委員 もう時間もなくなつたので最後にしますけれども、早急にやつていただかないと、議員立法も動き出して、それがもし機能するならば、「お父さんと会うのはイヤ。毎月百万円くれるなら会つてもいい」が通らないわけですから、それを早急にお願ひしたいと思ひますし、こうした事例をしっかりと法務省が報告された場合に、これは裁判所ではしっかりと反映をされるものなのか、最高裁の家庭局長に伺ひます。

○村田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

お答え申し上げます。

法務省等でさまざまな調査研究をされた場合には、その資料を御提供いただいて、裁判事務にそれが適切に反映されるような方法については検討していきたいというふうに思っています。

○松浪委員 最後、すばらしいお答えでした。ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び裁判所法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。金田法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○金田国務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであります。以下、その要点を申し上げます。

第一点は、民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を五十人増加し、判事補の員数を二十三人減少しようとするものであります。これは、判事の定員を二十七人増員するとともに、判事補の定員から判事の定員へ二十三人の振りかえを行うことにより、執務体制の強化を図ろうとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十五人減少しようとするものであります。これは、民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所書記官を二十四人増員し、並びに事件処理の支援のための体制強化及び国家

公務員の女性活躍とワーク・ライフ・バランス推進を図るため、裁判所事務官を十七人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、技能労務職員等を七十六人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十五人減少しようとするものであります。

以上が、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、裁判所法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、法曹人材確保の充実強化の推進等を図るため、司法修習生に対し修習給付金を支給する制度を創設すること等を目的とするものであります。以下、その要点を申し上げます。

第一に、司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給するものとしております。

修習給付金の種類は、司法修習生に一律に支給する基本給付金のほか、司法修習生がみずから居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている場合に支給する住居給付金及び司法修習生がその修習に伴い住所または居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給する移転給付金としておりまして、その額はいずれも最高裁判所が定めることとしております。

また、いわゆる貸与制につきましては、貸与額を見直した上で新たな給付制度と併存させることとしております。

第二に、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、罷免以外に、修習の停止を命じ、または戒告することができるといたしております。

このほか、この法律の施行に必要措置等について規定することとしております。

以上が、裁判所法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○鈴木委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時開議

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び裁判所法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局総務局長中村愼君及び人事局長堀田眞哉君から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安藤裕君。

○安藤委員 自民党の安藤裕でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、二つの法律案が議題となっておりますけれども、まずは、裁判所の職員定員法についてお伺いをしたいと思います。

最近、複雑困難な事件が増加しており、これが判事の増員を要求する一つの理由であるということですが、複雑困難な類型の事件が、平成二十年では三万五千件ほどであったものが、平成二十七年には四万五千件ということで、一万件程度ふえている。

そして、複雑困難事件の特徴としては、専門的知見の必要性、そしてまた紛争の複雑な背景事情を踏まえる必要、社会経済活動に与える影響を踏まえる必要、そしてまた、先例に乏しく、適切な規範を検討する必要がある、こういったことが複雑困難事件の特徴であるということでもあります。

そしてまた、あわせて合議率も上げていきたいというふうなお考えがあると思っておりますけれども、合議率は、平成十二年で四・三％、そして平成二十二年には二・八％、二十七年には四・七％ということ、目標が一〇％ということでもありますけれども、全く近づく傾向が見られていないんですね。この間、判事の増員は毎年行われていたけれども、この合議率も全く変わらないという状況です。

その中で、合議率をいかに上げて、それから平均審理期間も短縮をしていこうと考えると、かなりこれは増員をしなければならぬのではないかと感じるところですけれども、そのあたりから見ると、それから判事の養成について、どのようにお考えをお答えいただきたいと思っております。

○中村最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、民事訴訟事件は、昨今の社会経済情勢の変化や国民の権利意識の高揚等を背景に、個々の事件が複雑困難化するともに、専門的知見や先例のない事件が増加しております。事件数の増加についても委員御指摘のとおりでございます。

裁判所といったしましては、こういう状況を踏まえて、三人の裁判官による多角的視点による検討を可能とする合議体による審理をこれまで以上に充実強化させ、同時に、平均審理期間も短縮させて、適正迅速な解決を図っていくことを考えているところでございます。

目標として、合議率一〇%、人証あり対席判決事件の審理期間を十二カ月とさせていただきます。この目標を実現するために、当時の事件数を前提として、四百人規模の増員が必要であるというふうにお答えさせていただいたところでございます。その後、平成二十八年、昨年までの五年間で百六十名弱の増員をお認めいただいているところでございます。

ただ、先ほど御指摘のありましたように、合議率はまだまだ目標に達しない、四・六%ということでございますし、人証あり対席判決事件の審理期間も二十・五カ月にとどまっているところでございます。

裁判官の繁忙状況というのを少しでも改善させて、合議率を上げ、平均審理期間を短縮するということ、今後の事件動向を踏まえる必要はございますが、なお相応規模の増員が必要であるというふうに認識しているところでございます。

毎年の増員数につきましては、事件数が変動するということがありますので、そのあり方も踏まえて検討していく必要がありますが、御指摘のありました判事の給源は限られておりますので、実際に判事にふさわしい資質、能力を備えた者を確保しなければいけません、急激な増員が難しく、計画性を持って増員をしていく必要があると考えております。

判事の主たる給源となります判事補につきましては、この五年間で約八十人から百人の新判事補を採用しているところでございますので、今後、判事の現在員は引き続き増加することが予想されます。このような増加する見込みの判事も念頭に置きつつ、必要な増員を図ってまいりたいという

ふうに考えているところでございます。

○安藤委員 ありがとうございます。

一気にふやすということやはり難しいと思います。計画的に本当に優秀な人材を育てていかなければいけないと思いますので、ぜひ計画的にこれからも判事の増員をしていただきまして、そして、難しい案件については、一人で判断を下すよりは、やはり合議制の方が好ましいと私も思いますし、ぜひこの目標に達するように努力をしていただきたいと思います。

それから次に、裁判官以外の裁判所の職員のことについてお伺いをしたいと思います。

裁判官以外の裁判所の職員を三十五人減少するということしておりますけれども、この内訳を見ると、書記官を二十四名増員、事務官等も十七名増員をする一方で、速記官を五名減、そして技能労務職員は七十一人減ということで、これでもトータルすると三十五人の減ということになっておりますが、毎年のことなんでしょうけれども、技能労務職員の定員削減にもそろそろ限界があるのではないかと一考。

それから、技能労務職員が行っていた事業については、合理化ということもさることながら、外注化をすることによって定員の削減を図っているという部分もあると思うんですが、外注化によってコストの削減、経費の削減が進むのであれば、これはこれで意味があるんだと思えますけれども、経費の削減にはどのような効果があるのか。これももしほとんどないのであれば、定員を削減する意味がないのではないかと思っていますけれども、そのあたりについてお答えをいただきたいと思っております。

○中村最高裁判所長官代理人 お答えいたします。技能労務職員の定員の削減は、定年等の退職に際しまして、裁判所の事務への支障の有無を考慮しつつ、外注化による合理化等が可能かどうかを判断して、後任を不補充とすることによって実施しているところでございます。

技能労務職員の定員の削減には、御指摘がありましたようにおのずと限界があるというふうに考えております。ただ、その限界がどれぐらいの数字かということ、現時点で確実なことは申し上げることは難しいように思います。技能労務職員の定員削減に当たっては、外注化による業務合理化の効果等を考慮しながら計画的に行っていくというふうな考えでおります。

もう一つ、御質問の中で、外注化によって経費の削減が進むのかという御指摘がございました。今御答弁申し上げましたように、既存の業務の見直しや事務統合による業務の最適化もあわせて業務の合理化という中で、外注や機械化ということを講じているところでございます。

外部委託に係る業務につきましては、例えば庁舎の新増設等で面積が変わったり警備の必要性が生じる等の諸事情がその所要額に大きく影響いたしますので、さまざまな外部委託経費の中から、定員合理化によって必要となり増加した額というのを正確に把握することは困難でございますが、一般論といたしましては、外注や機械化により一定程度のコスト削減の効果は出ているというふうな考えでいるところでございます。

○安藤委員 ありがとうございます。

とりあえず人数合わせで人を減らしたらいいのではないかとような傾向があるような気がしてならないんですね。コスト削減は、これは必要だとは思いますが、もしこういういった効果がないのであれば、定数の削減ということばかりにこだわらず、またいろいろ方法を考えていただきたいというふうに思います。

それでは、次の法律、裁判所法の一部を改正する法律案についてお伺いをしたいと思います。まず、司法修習生に対する経済支援についてですけれども、かつては給費制がとられており、その後、貸与制にこれが変更になって、そして、今回、新たに給付金制度を設けるということですが、この経緯、給費制から貸与制に変わった理由、そしてまた、今回、給付金制度を新たに設

ける理由についてお伺いをしたいと思います。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、給費制から貸与制への移行でございますが、これは平成十六年の裁判所法改正によるものでございまして、この改正に基づき、貸与制は、平成二十三年十一月に修習を開始いたしました。我々、新六十五期と呼んでおりますけれども、その司法修習生から実施されたところでございます。

この理由でございます。給費制から貸与制への移行でございますが、まず、司法修習生の増加に実効的に対応する必要があったこと、それから二番目に、司法制度改革の諸施策を進める上で、限りある財政資金をより効率的に活用し、司法制度全体に関して国民の理解が得られる合理的な財政負担を図る必要があったこと、最後でございますが、公務員ではなく、公務にも従事しない者に国が給与を支給する、そういう制度であったわけですから、そういうことを考慮すれば、給費制を維持することについて国民の理解を得ることは困難であったことによりまして。

そこで、給付金、今回の制度導入の理由についてでございます。

本法案では、修習給付金制度を新設するとともに、現行の貸与制については貸与額を見直した上で、これと併存することとしております。

これは、平成二十七年六月の法曹養成制度改革推進会議決定におきまして、司法修習生に対する経済的支援のあり方について検討するとされました。この骨太の方針におきまして、法曹人材確保の充実強化を推進することがうたわれたものと承知しております。

これを受けまして、法曹人材確保の充実強化の推進等を図るため、本制度を新設することとした以上でございます。

○安藤委員 ありがとうございます。

改正の経緯を確認させていただきましたけれども、今回の給付金になると、課税関係が以前の給費制とは変わってくるということでございます。給費制のもとでは給与所得として課税をされたものが、今回の給付金になると雑所得で課税をされるということでございます。そしてまた、年金や健康保険も、国民年金や国民健康保険になるということをお聞きしております。

これはこれで、こういう理解でいいのかということ、それから、なぜ、給費制のときの取り扱いと、今回の給付金になったときの取り扱い、課税関係が変わるのか、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。まず、税務上の取り扱いについての御質問がございました。

これは、当時、給費制下におきましては、裁判所法に基づきまして司法修習生に対して給与が支給されておりました。給与でございますので、これは給与所得として課税されたものと承知しております。

これに対しまして、修習給付金制度のもとでは、先ほど立法の理由についても御説明しましたが、修習給付金は給与として支給されるものではないわけでございまして、そういうことから、給与所得に該当せず、雑所得として区分されるものと認識してございます。

次に、社会保険の関係でございます。社会保険につきましては、旧給費制下におきましては、裁判所法に基づきまして、今申し上げましたとおり司法修習生に対して給与が支給されておりましたので、司法修習生は裁判所共済組合への加入が認められておりました。

これに対しまして、修習給付金制度のもとでは、司法修習生は国家公務員ではございませんし、この修習給付金も給与として支給されるものではないでございますので、現状、貸与制でございますが、この貸与制下の司法修習生と同様に、裁判所共済組合の組合員たる職員には該当せず、国民健康保

険の被保険者に該当することになると認識しております。

また、司法修習生は、修習期間中、その修習に専念することとされておりまして、修習給付金が労務の提供に対して支払われるものでなく、修習期間中の生活を維持するために必要な費用として定められる額を支給するものであることを踏まえ、年金の関係でございますが、厚生年金保険の被保険者には該当せず、国民年金の第一号被保険者に該当することになると認識しております。

以上でございます。

○安藤委員 ありがとうございます。ちょっとよくわからないんですけれども、結局、これはお話を聞いても、やっていることは多分変わらないうらなうと思っておりますけれども、なぜか課税関係は変わっているというふうにしかり私には思えません。

給与所得の方が恐らく本人の税負担は軽くなるんではないかと、給与所得控除がとれますから、少なくとも支給される金額から給与所得控除の六十五万円は引けるわけですから、これだけを考えても税金は安くなります。それからまた、社会保険に関しても、やはり共済組合に入っていた方が国民年金あるいは国民健康保険よりも将来の年金が多くなるか、健康保険についても国が負担をしてくれたりする部分もあるわけですから、そういうところでは手厚いことになっているんだらうと思っております。

ぜひ、これからも、支給を受ける人にも納得ができるような、そういう説明をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それから、次です。大学の給付型の奨学金も国会で法案が提出されて今審議をされていると思っております。そして、司法修習生で、大学や法科大学院の奨学金について、また修習資金についての両方の貸与を受けたら、かなりの金額の負債を負うことになるのではないかとこのように思います。これは、修習資金

も月額二十三万円ですから、一年間では二百七十六万円の貸与を受けることができるということになります。そして、学費と合わせたら、やはり四百万とか五百万とか、そういう借入金金を背負うということになると思っております。

これからの修習を受ける人は新たに給付金制度が導入されますし、以前は給費制があったので、この修習資金についての負担というものはそれほど感じなくてもいいと思っておりますが、今の六十五期から七十期までの人たち、平成二十三年十一月から二十九年十二月までに司法修習を受けている人たちについては、この負担をもろにかかっているということですから、この人たちに對する救済策というのはいかがでしょうか。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。修習給付金制度の創設に伴いまして、現行の貸与制下の司法修習生、新六十五期から七十期まででございますけれども、これに対しまして何らかの経済的措置や救済措置を講ずべきとの御意見があることは承知しております。

ただ、給費制から貸与制、当時の移行でございますが、これは先ほど申しましたとおり、司法修習生の大幅な増加が見込まれた、あるいは司法制度改革を実現するためにかなりの財政負担を伴うことから、そのことについて国民の理解を得る必要があること、また、申し上げましたとおり、公務員でもなく公務にも従事しない者に給与を支給するのは現行法上異例の制度でもあること、こういうことを総合的に考慮した結果でございます。現状におきましても、基本的にこうした事情を考慮すべきであらうということに変わりはないのではないかと考えております。

また、修習給付金制度の趣旨でございますが、これも申し上げましたが、法曹志望者が大幅に減少している中で、昨年六月の骨太の方針で言及されました、法曹人材確保の充実強化の推進等を図る点にあるわけでございます。こういうことを考えますと、この趣旨からすれば、この修習給付金につきましては、今後新たに司法修習生として採

用される者を対象とすれば足り、現行貸与制下の司法修習生をも対象とする必要性には欠けるのではないかと考えております。

また加えまして、仮に何らかの措置を実施するといったとしても、現行貸与制下において貸与を受けていない者もおられるわけでございまして、こういう者の取り扱いはどうするかといった制度設計上の困難な問題がありますし、そもそも、既に修習を終えている者に対して事後的な救済措置を実施することにつき、国民的理解が得られないのではないかと考えられるところでございます。

したがって、修習給付金制度の導入に伴いまして、現行貸与制下の司法修習生に対する救済制度を設けることは予定していません。御理解をいただきたいと思います。

○安藤委員 ありがとうございます。横で聞いてみると、二十三年から二十九年の間に修習を受けた人は何となく運が悪いなというふうな印象を受けてしまっている。この前であれば、あるいはこの後であれば何らかの経済的な支援が受けられたものが、この移行期の人たちに限っては、みずから負担をしなくてはならない。これは、やはり何かしら救済措置があってもいいべきではないかというふうに思います。そして、今の御答弁の中にも出てきましたけれども、そもそも法曹志望者が大変に減少しているというところでございますけれども、法曹志望者が減少している理由をどのようにお考えかをお答えいただきたいというふうに思います。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。法曹志望者の減少理由でございます。法曹志望者数を法科大学院の入学志望者数という観点から見ますと、ピークでありましたのが平成十六年でございます。この当時は七万二千八百人程度でございます。これが、昨年でございますが、平成二十八年が八千二百七十四人に減少するなど、大幅に減少しているところでございます。

こうした法曹志望者数の減少につきましては、

法曹養成制度改革推進会議決定、これは平成二十七年六月でございますが、ここにおきまして、「法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるもの」となっている、そういった事情が指摘をされているところでございます。

また、昨年九月でございますが、法務省が文部科学省と共同で、法学部生に対する法曹志望に関するアンケート調査を実施いたしました。この中でも、法曹志望に当たつての不安として、法科大学院や司法修習における経済的負担等が挙げられているところでございます。

法務省といたしましては、法曹志望者の減少につきましては、一つの理由ではなくて、これら複数の要因が複合的に影響しているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○安藤委員 ありがとうございます。いろいろな理由があるのかと思えますけれども、一つには、仮に司法試験に受かつて弁護士になつても就職ができないとか、またあるいは、就職ができて収入が低いというふうな現象があらわれているというふうな言われております。

例えば、平成二十二年の初年度の弁護士収入だと五百万程度あつたものが、平成二十七年に一年目の弁護士収入は三百二十七万円程度の収入しかないというふうなデータもあるようですし、これが法曹志望者の減少の原因の一つになっているのではないかと思っています。

そんなような状況の中で、これからもやはり優秀な人に法曹になつていただかなくてはならないと思ひますけれども、本場に優秀な法曹人材の確保のために、今後法務省としてどのように取り組むべきかと考えておられるか、その考えをお伺ひしたいと思います。

○金田国務大臣 安藤委員からの御質問と御指摘、そしてまた司法法制部長の答弁を伺つておりました。

司法法制部長からも答弁申し上げましたとおり、法曹志望者の減少につきましては複数の要因が影響している、このように受けとめております。平成二十七年六月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹志望者数を回復させる、そして質の高い法曹を多数輩出していくため、法曹有資格者の活動領域の拡大、法科大学院の改革、司法試験のあり方の検討といった取り組みを進めていく、このように推進会議の決定を見たところでありました。

私も法務省としましても、文部科学省と連携をして、他の関係機関、団体の協力も得ながら、法曹養成制度改革連絡協議会といった機関を通じて、有為な法曹人材の確保に向けてしっかりと取り組みを推進していきたい、このように考えている次第であります。

○安藤委員 ありがとうございます。

やはり今、先ほどの話にもありましたが、復雑困難な事件が本場に多発してきている中で、優秀な人に法曹になつていただくというのは、日本のいろいろな、社会生活の安定な経済の安定のためにも本場に大事なことだというふうな思っております。

先ほども答弁でありましたけれども、法科大学院の入学志願者が大変に減つてきているのは本場に残念なことであるというふうに思っておりますし、ぜひ、これから優秀な法曹人材の確保にはどうあるべきか、そういった真摯な議論をしていただければというふうに思っています。

そして、あわせて、やはりこれらの、例えば弁護士収入の減であるとか、またあるいは法科大学院の入学志願者の減、法曹志望者の減、そしてまた、きょうは話題にはなつておりませんが、例えば裁判員裁判の実態、これも、裁判員裁判の辞退率というものが、例えば二〇〇九年には辞退率が五三・一%だったものが、二〇一六年には六六・六%となつております。そして、裁判員裁判で呼び出された人の出席率、これも、二〇〇九年には八三・九%出席していた

ものが、二〇一六年には六三・一%しか出席をしていない。実に四割程度の人が呼び出されても欠席をしている。そういったことを考えていくと、裁判員裁判で辞退をした人と七八・三%の人が、裁判員裁判に当たつたり、また呼び出されても、私は嫌だということ拒否をしている。実に八割ぐらいの人が、裁判員裁判には、自分は関係するということだけで言われても参加をしないという状況になつていっているんですね。

なかなか表には出てきておりませんが、司法制度改革の中で裁判員裁判は導入をされましたが、実は水面下ではこのような、ほとんどの人が参加を拒否するという事態が起きている。これも一つ大きな検討課題ではないかというふうに思っています。

この一連の司法制度改革というものを導入しましたけれども、これが果たして本場に日本の司法制度についていい改革であつたのか、このことについてしっかりと検討して、もし正すべきことがあるんだつたら正さなくてはならないと思ひますし、そして、先ほども申し上げたように、本場に優秀な方々に法曹になつていただけて、判事になつて、そしてきちんとした判決を下していただく、またあるいは弁護士になつていただく、あるべき社会の方向性を見出していただく、そのための司法制度というのはどうあるべきか、この議論をぜひとも法務省に深めていただくようお願いを申し上げます。

どうもありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、國重徹君。

○國重委員 公明党の國重徹でございます。

今日は、裁判所法の改正案等について質疑をさせていただきます。

今、法曹志願者が年々減少している、激減している。具体的には、平成十六年度に七万人を超えていた法科大学院志願者は、平成二十八年度はついに一万人を割りまして、約八千三百人まで落ち

込みました。このままだと、我が国の司法の未来は危うい、有効な手を打たないといけない。

法曹志願者が激減している背景事情、これはさまざまあるかと思ひますけれども、法曹になるための経済的負担が大きいため、これもその一因として指摘されております。

私も公明党も、国会質問や政府への提言の申し入れなどを通じて、修習生が安心して充実した修習に打ち込めるための経済的支援について一貫して訴えてまいりました。

今般、司法修習生に修習給付金を支給する制度の創設を盛り込んだ裁判所法改正案が国会に提出をされて、本日審議に入れたこと、また、修習給付金に関する予算措置が平成二十九年予算案で講じられたこと、これは法曹養成制度にとって大きなターニングポイントとなるもので、私は、高く評価をしております。多くの心ある方たちの思いが結実した法案です。

この中には、大学や法科大学院の学費を奨学金で賄つて多額の借金を背負い、司法試験合格後もみずからは貸与制のもとで司法修習を受けながら、それでも後に続く後輩たちには愛いなく修習をしてほしい、こういった思いで献身的に懸命に活動されてきた方々の思いも詰まつております。苦勞は自分に、成果は人に、本場に頭の下がる思いでございます。

ここで改めて、裁判所法の改正案で今般修習給付金を支給することとした理由についてお伺ひいたします。

○小山政府参考人 答えを申し上げます。

委員からも御指摘がございまして、法曹志望者の激減ということがあつたわけでございます。この数字は、委員の御指摘になつたとおり、平成十六年当時が七万人台でありましたのが、平成十八年が八千二百七十四人でございますが、こういうふうには大幅な減少を来しているわけでございます。

こうした中で、政府といたしましても、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していく

ために法曹志望者の確保が喫緊の課題だというふう
に認識するようになったわけでございます。

○そこで、平成二十七年六月の法曹養成制度改革
推進会議決定におきまして、司法修習生に対する
経済的支援のあり方について検討するとされまし
たほか、國重先生を初めといたしまして与党の先
生方のお力によりまして、昨年六月の骨太の方針
におきまして、法曹人材確保の充実強化を推進
することがうたわれたところでございます。

○このように受けて、法曹人材確保の
充実強化の推進等を図るため、修習給付金制度を
創設することとしたものでございます。

○國重委員 今、修習給付金を支給することとし
た理由について述べていただきました。これは
我々、骨太の方針の中に入れることに対しては非
常に力を注ぎましたけれども、もちろん、これは
与党も頑張りましたし、また野党の皆さん、また
それ以外の市民の皆さん、多くの方々が頑張っ
た結果だと思っております。

○次、質問に移りますけれども、できるだけ安藤
委員が質問したことかぶらないように、少し工
夫をしながら質問をしまいたいというふう
に思います。

○今般新設される修習給付金、これは、修習生に
一律に支給される基本給付金、また、修習期間
中に住宅を借りて家賃を支払う場合の住居給付
金、そして修習に伴う引越費用としての移転
給付金、この三種類の給付金があります。平成二
十九年度予算案では、基本給付金が月額十三万五
千円、住居給付金が月額三万五千円として計上さ
れております。また、これらの金額は最高裁判所
規則に定める予定と聞いております。

○そこで、平成二十七年六月の推進会議決定に基
づいて修習給付金制度の制度設計を担った法務省
では、どのような検討によって、この基本給付金
月額十三万五千円、住居給付金月額三万五千円と
する制度設計としたのか、この金額についてお伺
いたします。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

○修習給付金の額でございます。これは御指摘の
とおり、最終的には最高裁判所規則で定められる
こととなります。

○その制度設計についてお尋ねですが、この過程
で、法曹人材確保の充実強化の推進等を図るとい
う、制度の導入理由がございました。それから、
修習中に要する生活費それから学資金、こういう
ような司法修習生の生活実態その他諸般の事情を
総合考慮するなどして、基本給付金額を月額十
三・五万円、住居給付金を月額三万五千円とする
制度設計をしたところでございます。

○國重委員 制度設計、その金額について今お答
えいただきましたけれども、それでは、今後の修
習給付金の金額水準の見直しのあり方について、
制度設計を担った法務省としてどのように考えて
いるのか、答弁を求めます。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。
本法案が可決、成立した場合には、本年十一月
に修習が開始される第七十一期の司法修習生から
修習給付金を支給することになるわけございま
す。

○この金額水準については、法曹三者、これは最
高裁、法務省それから日本弁護士連合会の間でも
確認されておりますように、新たな制度の導入後
は、この制度について継続的かつ安定的に運用し
ていくことが重要だろうとまず考えているところ
でございます。

○國重委員 私は、今回の修習給付金、基本給付
金が月額十三万五千円、また住居給付金が三万五
千円、これについて、まだまだ不十分だというよ
うな意見があることは承知しておりますけれども、
今回の修習給付金というのは大きな前進だと思
っております。いろいろな意見があるかもしれな
いけれども、この法案をまずは成立させること
そしてこの十三・五万円、三・五万円を継続的に、
安定的にしっかりと確保していくこと、これにま
ず我々は力を注ぐべきだと思っております。

○私自身は、給費制のもとで司法修習を受けた法
曹出身の議員であります。だからこそ、あえて一
般の納税者また国民の皆様の間、視点に立って
これから質問をさせていただきたいと思っております。

○職業に貴賤はない中で、なぜ司法修習生だけが
特別扱いされるのかといった一部意見もございま
す。我が国初めての返還不要の給付型奨学金制度
これが、ことし四月から一部先行実施、本格実施
は来年四月からなる予定でありますけれども、
これについても給付条件が設けられております。
また、金額も、今回の修習給付金に比べれば大分
低い金額になっております。こういったものに比
べて、司法修習生に対する修習給付金は、給付条
件を設けずに一律に支給されることとされてお
ります。

○この一律に支給することとした理由について答
弁を求めます。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。
今御指摘がございました、類似といいますが、
同時に並行で御審議いただいている制度に給付型
奨学金という制度もございまして、

○ただ、多少違いがございまして、全ての司法修
習生は、法令上、修習専念義務が課されてお
りまして、原則として兼業が規制されているわけ
でございます。こういうところで、給付型奨学金が支
給されている学生とは立場が異なっていると考
えております。

○このため、経済的な基盤を確保し修習に専念で
きる環境を整備することにより、司法修習の実効
性を担保する必要があると考えておいて、そ
こで、修習専念義務を担保するための資金の一部
として支給される修習給付金の基本となる基本給
付金につきましては、司法修習生に一律に給付す
ることとしたところでございます。

○國重委員 今、修習専念義務の話が出ました。
司法修習生は公務員ではない、また公務に従事す
るわけでもない、その上で、立法政策として、今
の修習専念義務をいろいろ勘案して、国民の税金

○を使つて修習給付金を支給するわけです。

○今も司法修習生は司法修習をしつかりとやっ
ていることと思っておりますけれども、より充実した司法
修習をしつかりとやってもらいたい、国民のこう
いった期待というのはより強くなっているでしょ
うし、何らか司法修習生に問題があった場合には、
国民の目線というのはこれまで以上に厳しくなる
ことと思っております。

○今回の裁判所法改正案で、懲戒に関する規定も
新たに整備して、修習期間中に、品位を辱める行
状など修習生としてふさわしくない行為があつた
場合、現行法の罷免以外に、修習停止また戒告の
処分を新たに設けております。

○この修習停止と戒告の処分を新たに設けた趣
旨、目的について答弁を求めます。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。
今御指摘がありましたとおり、今般の修習給付
金制度の創設に伴いまして、司法修習につきまし
ては一層確実な履践を担保することが求められ
る、それは国民的にも求められると考えてお
ります。

○こうした観点から考えますと、司法修習生の懲
戒的措置、現在、罷免、要は職をやめさせる、修
習をやめさせるという罷免以外の措置は認められ
ておりません。ですから、罷免することが適当と
までは言いがたい非行があつた場合には、懲戒的
措置を科すことができませんで、司法研修所長ら
が注意や指導をするにとどまっております。こ
ういまして、実効的かつ柔軟に規律確保を行うた
めの方策を講じることが相当だろうと考えられた
わけでございます。

○そこで、司法修習生に対する懲戒的措置につ
きまして、罷免に加えて、修習の停止及び戒告
の処分を設けることとしたところでございます。

○國重委員 それでは、新たな懲戒措置である修
習の停止がされている間、修習給付金は支給され
るのか、答弁を求めます。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

司法修習生は、修習停止の期間中は司法研修所または配属庁舎等における具体的な修習をせず、その期間に限っては修習給付金を支給する必要性に乏しく、また、懲戒処分としての性質に鑑み、修習給付金を支給しないとすることが適切と考えられます。

修習停止の期間につきましては、今後、最高裁判所規則で定められることとなりますけれども、その期間は短期間にとどまるということが予定されていると伺っておりまして、修習給付金を支給しないとしても司法修習生の生活への影響は限定的と考えております。

そこで、修習停止の処分を受けた場合、当該修習停止の期間については修習給付金を支給しないことを予定しているところでございます。

以上でございます。

○國重委員 今の答弁で、支給はされない、ただ、修習停止の期間は短期間であることが予定されているというような答弁がありましたけれども、では、修習停止の期間、具体的にどの程度の期間を想定しているのか、お伺いいたします。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

この点につきましては、罷免処分と事実上同等の効果が生じてしまうというのを避けるため、修習停止の期間が、各修習単位のうち修習を要する日の二分の一を超えない日数とすること、その他諸般の事情を考慮いたしまして、例えば三週間程度を修習停止期間の上限とするということを検討しているところでございます。

○國重委員 非常にテンポよく質問が進んでおりますので、更問いしていきたいと。私も、もっと質問したいことがあったんですけども、質問通告が九問、十問程度でやっておりますので、今のところ、では、例えば停止になった場合、何らかの事情で修習停止になった場合、修習給付金は今回支給されないということで先ほど答弁ありましたが、これはほかの国家公務員との関係で

は整合がとれているのか、お伺いいたします。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

一般職の国家公務員につきましては、懲戒免職と言われている免職のほか、停職、減給、戒告という処分が、済みません、私、本来、本務とか、お答えすべきものかわかりませんが、そういう制度が懲戒処分として決定されているものと承知しております。

今回の、今委員から御指摘ございました修習の停止の処分は停職の処分に相当するものでございまして、その制度との整合性は十分とられているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○國重委員 それでは、少し質問を前に戻つての更問いしたいと思っておりますけれども、先ほど、給付型奨学金と比較しての修習給付金、なぜ一律に支給されるんだということでも質問させていただきまして、資格においてもこのような修習に似たような研修制度というのはあるかと思っております。しかし、それに対しては特に修習給付金のようなものは支給されない。

では、なぜ司法修習生だけ特別扱いで修習給付金のようなものが支給されるのか、お伺いいたします。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

今、他の土業についてのお尋ねがございました。やはり、司法修習が非常に特殊だというのは、裁判所法の規定にあるわけでございますが、修習専念義務を課しまして、先ほど御答弁申し上げましたとおり、そこに原則として兼業が許されないというところがございます。また、この修習の期間も約一年に及びまして、その間、住居を、配慮するところはあるとは思いますが、各地の裁判所に赴きまして、その裁判所、検察庁、弁護士会において修習をするわけでございます。

そういうところで、先ほど、しつこいようでございますが、修習に専念せざるを得ない、この修習生の立場を考えますと、他の土業との差を設け

ましてこういう修習給付金制度を設けることに合理性はあると考えているところでございます。

以上でございます。

○國重委員 それでは、次の質問に移ります。

昨年十二月の法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会による確認では、修習給付金制度の創設とともに、司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てを行うことが確認されております。

現在のこの厳しい財政状況下において、修習給付金制度の創設に対する国民、納税者の理解を得るためにも、この法曹三者の確認にあるように、修習給付金の支給を受けて弁護士となった者が、修習を通じて得た知識や能力を遺憾なく発揮して広く社会で公共的、公益的な使命を十分に果たしていくべきだ、私もそう考えます。

それでは、修習の成果の社会還元を推進するための手当てに関する検討状況について答弁を求めます。

○小山政府参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおりでございます。法務省といたしましては、昨年の十二月、最高裁判所及び日本弁護士連合会との間で、修習給付金制度の創設に伴いまして、司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てを行うことを確認したところでございます。

そこで、この修習の成果の社会還元を推進するための手当てといたしましては、裁判官と検察官は公務に従事することになりますので、主として弁護士について問題となるわけでございまして、これまで日本弁護士連合会ともこの点について協議をしております。

その内容によれば、日本弁護士連合会が新たに定めるモデルプラン等におきまして、新たな経済的支援を受けて司法修習を終えた弁護士につきまして、経済的、社会的弱者に対する各種の法的支援、それから司法過疎地域への法的サービス等、こういうことに従事することを推進する方策を講じることが予定されているものと承知しております。

す。

今後引き続き、修習成果の社会還元を推進するための手当てにつきまして、日本弁護士連合会等と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○國重委員 弁護士会ではこれまで、私もやってきましたし、無料法律相談とか、あと、国選弁護とか、例えば出張の法教育授業とか、このようなさまざまな公益活動というのをやってきたことと思っております。弁護士は、基本的人権の尊重と社会正義の実現を使命として、これまでも社会還元活動を自主的、積極的にやってきたことと思っております。

私も、今でも弁護士ですし、大阪弁護士会所属ですので、大阪弁護士会の会長ともこのことについて話をしております。

例えば、大阪弁護士会では、今、アウトリーチということで、法律相談をしたい、また弁護士に依頼したいと考えていても相談場所に出かけていくことができない人たちが、どこに相談したいのかわからない人たちが、費用を心配して尻込みしている人たちが、弁護士を恐れて踏み出せない人たちが社会にはまだまだ多くいる、また、客観的には法的紛争があつて法的支援が必要なのに、自分の困難が法的紛争であることを見ることができない人たちが、法的な解決によって救済されることを知らない人たちがまだまだいる、そういった人たちがいるので、弁護士がこれまで以上に社会に、外に打って出ようということで、大阪弁護士会では、このアウトリーチのお取り組みを今精力的にやっております。

このところだというふう聞いております。また、こういったアウトリーチの取り組みを今後全国展開していきたいというふうにも聞いております。

やはり、今回修習給付金というものが出る以上は、これまで以上に、弁護士の公益活動というのが国民の皆様に一層見える化するような形で、国民の皆様様の御納得を得るような形でできるようにしっかりと私も促していきたいと思っております。

ただ、これにつきましては、弁護士自治の問題もありまして、あえて法律とかにする必要はな

いかと思えますけれども、しっかりとこの公益的な活動をやっていくことを私としても注視してまいるたいというふうに思っています。

大臣に次は伺います。

法曹志願者が激減する中で、修習給付金の支給はそれを食いとめるための一つの対策となると思えますし、私も評価はしております。ただ、他方で、これは数ある対策のうちの一つにすぎないとも思っております。

昨年十二月二十三日の読売新聞「論点スペシャル 司法修習生給費、復活の是非」、この中で、阪田雅裕元内閣法制局長官はどのようなことを言っているか。「私は日頃から、給費制復活などではなく、「もつと根っこ」のところにしっかりと考え直すべきだ」と、弁護士会でも声を上げてきた。力を注ぐべきなのは、今の法曹養成のプロセス全体を改善し、学生にとって、よりチャレンジしやすい仕組みにすることだ。」このように述べております。

修習給付金にとどまらず、さらなる改革が必要だと私も思いますけれども、法曹養成制度の改革に向けた大臣の決意、これをお伺いいたします。

○金田国務大臣 國重委員のお考えを先ほどから伺っております。司法法制部長も、検討の経緯、そしてまた修習給付金の件につきましてその趣旨等、いろいろ答弁がございました。

いずれにしても、御指摘のとおり法曹志願者の大幅な減少というのは深刻な事態である、このように思っております。多くの有為な人材が法曹を志望して、そして質の高い法曹が活躍する状況になることが重要である、このように考えている次第であります。

そういう中で、平成二十七年六月の法曹養成制度改革推進会議決定では、御承知のように、法曹志願者数の回復に向けた取り組みとして、法曹有資格者の活動領域の拡大、あるいは法科大学院の改革、あるいは司法試験のあり方の検討、そういったさまざまな取り組みを進めるとされているところであります。

プロセスが非常に重要だというふうに法曹養成の件についてお話がございましたが、そのとおりだと私も思っております。法務省としても、国部科学省と連携をし、また他の関係機関そして団体の協力も得ながら、法曹養成制度改革連絡協議会といったような組織を通じて、法曹人材確保に向けてしっかりと取り組みを考え、そして進めてまいりたい、このように考えている次第であります。

○國重委員 ぜひよろしく願います。これにつきましても、私も、本日に喫緊の課題で、次々と手を打っていかないとけない課題だと思っております。私も、よりよい法曹養成制度に改革できるように、これまで以上に真剣にこの問題に取り組んでいくことをお約束し、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○鈴木委員長 次回は、明二十二日水曜日午後二時二十分理事会、午後二時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十六分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、九八五人」を「二、〇三五人」に、「一、〇〇〇人」を「九七七人」に改める。

第二条中「二万九千九百八十八人」を「二万八千八百八十三人」に改める。

附則

この法律は、平成二十九年四月一日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講

ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二の見出しを「（修習専念資金の貸与等）」に改め、同条第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、「の資金」の下に「であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条第六十七條の三とし、第六十七條の次に次の一条を加える。

第六十七條の二（修習給付金の支給） 司法修習生には、その修習のため通常必要期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。

基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならぬことその他の他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。

住居給付金は、司法修習生が自ら居住するための住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし、その額は、家賃として通常必要費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。

移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、

その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。

前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八條の見出しを「（罷免等）」に改め、同条中「の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について」を「に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として」に改め、「ときは」の下に「、最高裁判所の定めるところにより」を加え、「罷免する」を「罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。

附則第四項及び第五項を削る。

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の裁判所法（以下「新法」という。）第六十七條の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 新法第六十七條の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

4 新法第六十八條の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の罷免等については、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行
に關し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定
める。

理由

近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑
み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、
司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の
創設等を行う必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

平成二十九年四月十二日印刷

平成二十九年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P